

Japan
Earthquake
Reinsurance 2011

日本地震再保険の現状

目次

はじめに	01
地震保険と当社	
地震保険制度発足の経緯・変遷	02
会社の特色	02
大震災への対応	03
第2次3年中期経営計画	04
平成23年	
東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)について	
地震の概要	05
被害の概要	06
当社の東日本大震災への対応	07
トピックス	09
経営について	
代表的な経営指標等	10
事業の概況	13
コーポレート・ガバナンスの態勢	14
内部統制システム構築の基本方針	14
コンプライアンス	16
利益相反管理方針	16
個人情報保護	17
リスク管理	18
監査・検査の体制	19
手続実施基本契約を締結している指定 紛争解決機関	19
地震保険と再保険のしくみ	20
CSR(企業の社会的責任)	34
資料編	
会社の概要	
会社の沿革	38
会社の組織	38
株主・株式の状況	38
株主総会議案等	39
役員の状況	40
従業員の状況	41
事業の概況	
保険引受の状況	42
資産運用の状況	43
ソルベンシー・マージン情報	44
経理の状況	
計算書類等	45
資産・負債の明細	48
損益の明細	50
時価情報等	51
用語の解説	52

会社概要 《平成23年3月31日現在》

設立 : 昭和41年5月30日
資本金 : 10億円
総資産 : 1兆1,541億円
従業員数 : 25名

〒103-0024 東京都中央区日本橋小舟町8-1
ヒューリック小舟町ビル4階
TEL 03-3664-6098

ホームページアドレス

<http://www.nihonjishin.co.jp>



取締役会長
若林勝三

取締役社長
鈴木秀夫

はじめに

この度の東日本大震災によりお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈り申し上げますと共に、被災されました皆様に心よりお見舞い申し上げます。

当社は、国内唯一の家計地震保険の再保険専門会社として昭和41年に設立されて以来、現在に至るまで再保険金の支払態勢の強化・充実に努めるとともに、その裏付けとなる資産の管理・運用にも十分意を用いてまいりました。

世界各地で大地震、大噴火などの自然災害が発生するなか、本年3月11日に発生した平成23年東北地方太平洋沖地震は、わが国観測史上最大のマグニチュード9.0を記録し、東北地方・関東地方を中心とする広範囲にわたり大津波が押し寄せるなど甚大な被害をもたらしました。

当社は、地震発生後速やかに震災対策本部を立ち上げ、早期の再保険金支払いに備え、資産の売却をすすめるとともに、地震再保険金概算払制度を初めて適用するなど、全社一丸となって取り組んでおります。

この未曾有の災害により、地震保険に対する国民の期待、関心が高まるとともに、当社が果たす役割と責任は一層重くなり、今まで以上に厳しい経営が求められるものと思います。

このような状況下、地震保険制度の充実・発展に積極的な役割を發揮し、ステークホルダーから信頼される会社へ発展するために邁進する所存です。

このディスクロージャー誌「日本地震再保険の現状2011」は当社の現状と活動を明らかにするために作成いたしました。当社のホームページもあわせてご覧いただき、当社の事業活動についてご理解を賜るとともにご意見を頂戴できれば幸いです。

平成23年7月

日本地震再保険株式会社

取締役社長

鈴木秀夫

地震保険と当社

地震保険制度発足の経緯・変遷

わが国は世界的にも「地震国」といわれていますが、地震災害はその発生が不確実であることや巨大地震の場合には甚大な被害をもたらすことから、通常では保険としては成立しにくいものと考えられていました。そのため長年にわたり、地震保険制度について研究、論議されてきましたが、実現には至りませんでした。

しかし、昭和39年6月の新潟地震を契機に実現に向けての気運が高まり、政府と損害保険業界で保険制度を検討した結果、昭和41年5月に「地震保険に関する法律」が制定され、この法律にもとづいて家計地震保険(注)制度が発足し、当社が設立されました。

(注) 損害保険では、家庭の様々な危険に対処するために個人が加入する保険を「家計分野の保険」とし、企業が加入する保険を「企業分野の保険」として区別しています。地震保険に関しても個人が加入する保険を「家計地震保険」と呼び、企業向け地震保険とは商品内容を異にしています。「地震保険に関する法律」は家計地震保険を対象として制定されています。

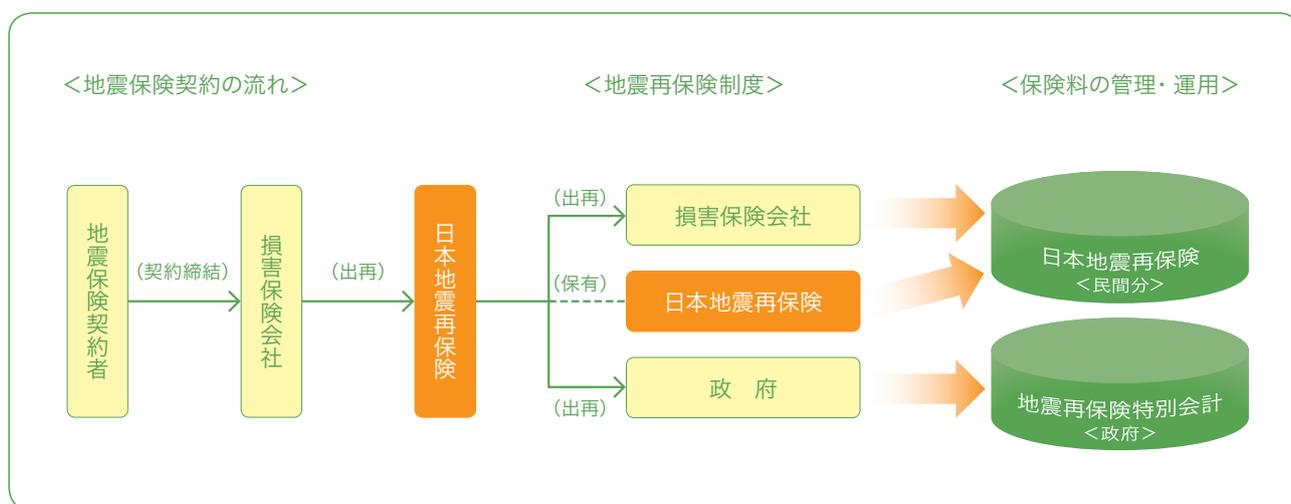
<家計地震保険制度の変遷>

- 昭和41年 「地震保険に関する法律」制定、地震保険制度発足(全損のみ補償)
- 昭和55年 補償範囲の拡大(全損に加え、半損も補償)
- 平成 3年 補償範囲の拡大(全損・半損に加え、一部損も補償)
- 平成 8年 家財の補償内容の改善、契約金額の限度引上げ
- 平成13年 保険料一部引下げ、建物の耐震性能に応じた割引制度導入
- 平成19年 保険料改定(算出手法の全面的な見直し)、割引制度拡充

会社の特色

家計地震保険は、ご契約者に確実に保険金を支払えるように政府、損害保険会社、当社の三者で再保険制度(いわばセーフティネット)を組んでいます。またご契約者からお預かりした保険料は損害保険会社から切り離し、政府と当社で管理し、運用しています。

当社はこのように再保険制度の中心にあって、政府、損害保険会社、当社の三者間の再保険手続きを行うとともに、ご契約者からお預かりした保険料の管理・運用を行う日本で唯一の家計地震保険の再保険会社です。



→ 再保険のしくみについてはP26の「再保険のしくみ」および「再保険制度における当社の役割」、P52の「用語の解説」をご覧ください。

大震災への対応

当社の重要な使命は、大震災の際、ご契約者の生活再建に向け、損害保険会社の迅速な保険金支払いをバックアップし迅速かつ確実に再保険金を支払うことです。このため平時から常勤役員と管理職により構成された震災対策委員会を常設して、大震災に備えた訓練や体制整備を毎年定期的実施しています。

また、再保険金支払いのため積み立てている資産は大震災の際に再保険金の支払いに支障をきたさないよう流動性(換金性)、安全性に細心の注意を払って管理・運用しています。

具体的には次のとおりです。

震災対策委員会とその活動内容

震災対策委員会を常設し、年間計画に基づき首都直下地震を想定した緊急対応、再保険金支払演習等の訓練や緊急対応マニュアルの整備点検等を実施しています。

平成22年度は、外部コンサルタントに「規程・マニュアル等の検証業務(東京海上日動リスクコンサルティング(株))」、「当社被災想定報告書作成業務(株)インターリスク総研」、「技術支援業務(NKSJリスクマネジメント(株))」を委託し、検証を行いました。また、首都直下地震を想定した全役職員参加の震災対策演習を実施しました。

<第1回震災対策演習>

1月19日に、当社が所在する東京都中央区の地域防災対策について、中央区防災課および日本橋小舟町会のご協力により、東京都の防災対策の説明と防災拠点である十思スクエア、一時避難場所の堀留児童公園の防災設備の見学を行いました。また、「安否確認・情報伝達システム」の操作演習を行いました。

<第2回震災対策演習>

3月10日に、「首都直下地震を想定した机上訓練」、「事業継続計画(BCP)についての講演」を株野村総合研究所を招き実施しました。机上訓練では首都直下地震の発生から当社に役職員が参集するまでの演習を実施しました。



換金性の高い資産による運用

当社は、首都直下地震が発生した際などには巨額の再保険金を短期間に支払う必要に迫られます。このため、責任に見合う運用資産は常に流動性の高い、国債等の高格付けの債券を中心に安全に運用しています。また、換金時の価格変動リスクを軽減するため、債券は中期債による運用を基本としています。

災害に備えた事前準備

当社は、本社内に気象庁提供の緊急地震速報を受信する端末を設置し、来訪者、役職員の身の安全の確保に役立てています。また、平時から事務設備・機器等を固定するなど耐震化をすすめ、本社内の倉庫に防災・緊急用品等の備蓄を行い、役職員全員には防災袋、安全靴等を配付するなど、首都直下地震時の事業継続に向けた取り組みを行っています。

第2次3年中期経営計画

当社は、平成18年6月1日に創立40周年を迎え、これを機に「信頼と飛躍」をキーワードとして10年長期展望を策定し、新たなスタートを切りました。

10年を展望した当社の目指すべき将来像として以下の2つを掲げました。

- 地震保険制度の充実・発展に積極的な役割を發揮
- 地震保険を通してステークホルダーから常に信頼される会社へ

その具体化に向け策定した第1次3年中期経営計画は平成20年度に終了し、平成21年度には新たに第2次3年中期経営計画を策定して課題に取り組んでまいりました。当年度は、第2次3年中期経営計画の最終年度にあたります。全社挙げて計画の達成に向けて邁進してまいります。

<第2次3年中期経営計画 最終年度の取り組み>

10年長期展望	第2次3年中期経営計画 (H21～H23)	主な平成23年度施策 (最終年度)
1. 地震保険制度の変化を想定し、その対応策を研究する	1. 地震保険制度の改善に向けた取り組みの実施	・ 官民負担、普及促進、料率および制度改善に関する検討と情報収集
	2. 当社が変革を迫られる事態の想定とその対応	・ 株主元受社の合併に伴う社外役員選任の対応
2. 再保険会社としての機能を一層充実させる	3. 再保険処理データ作成等の自前化推進	・ 料率機構委託業務の自前化
	4. 地震保険に係る各種資料の作成及び分析力の強化	・ 情報分析の開始と分析資料の作成
	5. 新システム構築の推進とシステム基盤の強化・刷新	・ パンデミック対策としての在宅勤務体制の整備 ・ 震災対策に関する調査・対策案の検討 ・ 情報資産保護体制の強化
	6. 国際会計基準の動向、月次決算実施を踏まえた対応	・ 保険負債草案調査、経理システムへの影響調査
3. 流動性・健全性と収益性のバランスがとれた運用方法と資産構成を確立する	7. リスク管理機能のシステム化の構築	・ 統合リスク管理におけるリスク分析方法の充実 ・ 財務事務の効率化
	8. 流動性確保を前提とした効率的運用の推進	・ ポートフォリオの再構築
	9. リスク分散方法および効率的なヘッジ手法の研究と実施	・ 震災発生による市場への影響およびリスクの検証 ・ ストレステストの実施
4. 有能な人材の育成を行う	10. 社員全員の業務知識のレベルアップと専門家の育成	・ 大地震発生後の業務をテーマにした社内勉強会の実施
	11. 社員の人生プランを制度面で支援	・ 新年金制度の導入
	12. 人事制度、職場環境改善の推進	・ 災害時の労務管理等の整理・見直し
5. 再保険金支払に支障の生じない仕組みを築く	13. 事業継続計画の拡充・高度化	・ 震災対策・各チーム対応マニュアルのBCPの観点からの見直し ・ 大震災を想定した訓練の実施
	14. 危険準備金不足時の対応策の確立	・ 東北地方太平洋沖地震による危険準備金の大幅な減少への対応
	15. 損害査定費支払業務の合理化	・ 東北地方太平洋沖地震への元受社に対する査定費用の効率的な支払いのための態勢整備
6. 地震保険の充実に一翼を担える会社になる	16. 地震保険の周知、加入促進への積極的な取り組み	・ (平成22年度終了)
7. 信頼に足る企業基盤を構築する	17. 元受社等への情報開示および情報発信の推進	・ 外部への当社、地震保険制度についての積極的な開示
	18. コーポレートガバナンスの強化	・ コンプライアンスプログラムの推進 ・ 統合的リスク管理態勢の整備

平成23年3月11日14時46分、三陸沖を震源とするわが国観測史上最大のマグニチュード9.0の巨大地震が発生し、東北・関東地方を中心に激しい揺れと大津波が襲い、未曾有の被害をもたらしました。

この大震災に対し、ご契約者の生活再建へ向け迅速、確実に保険金をお支払いするため、損害保険業界、政府が一体となって取り組んでまいりました。

地震の概要

- 発生日時 平成23年3月11日(金) 14時46分頃
- 震源(推定) 三陸沖(北緯38.1度、東経142.9度、牡鹿半島の東南東130km付近)
- 震源の深さ(推定) 約24km
- 地震の規模(推定) Mw9.0
- 各地の震度
(震度5強以上)

震度7	宮城県北部(栗原市)
震度6強	宮城県南部・中部、福島県中通り・浜通り、茨城県北部・南部、栃木県北部・南部
震度6弱	岩手県沿岸南部・内陸北部・内陸南部、福島県会津、群馬県南部、埼玉県南部、千葉県北西部
震度5強	青森県三八上北・下北、岩手県沿岸北部、秋田県沿岸南部・内陸南部、山形県村山・置賜、群馬県北部、埼玉県北部、千葉県北東部・南部、東京都23区・多摩東部、新島、神奈川県東部・西部、山梨県中部・西部、山梨県東部・富士五湖
- 緊急地震速報
気象庁は地震波検知から8.6秒後、緊急地震速報を発表
- 津波
気象庁は3月11日14時49分津波警報(大津波)を発表

(津波観測値)

15:18	大船渡	(岩手県)	最大波8.0m以上
15:21	釜石	(岩手県)	最大波4.2m以上
15:26	石巻市鮎川	(宮城県)	最大波8.6m以上
15:26	宮古	(岩手県)	最大波8.5m以上
15:44	えりも町庶野	(北海道)	最大波3.5m
15:51	相馬	(福島県)	最大波9.3m以上
16:52	大洗	(茨城県)	最大波4.0m

⑧ 余震の活動、他の地域での地震活動状況

余震は、岩手県沖から茨城県沖にかけて、震源域に対応する長さ約500km、幅約200kmの範囲に密集して発生しているほか、震源域に近い海溝軸の東側でも発生しています。

(最大震度6強以上)

発生日	震源	規模	最大震度
平成23年3月12日	長野県北部	M6.7	6強
平成23年3月15日	静岡県東部	M6.4	6強
平成23年4月7日	宮城県沖	M7.1	6強

当社の東日本大震災への対応(地震発生から6月までの状況)

	当社の主な対応状況	損害保険業界の主な動き	主な出来事・動き
3.11(金)	<ul style="list-style-type: none"> 三陸沖で地震発生 緊急地震速報受信 本社東京都中央区震度5弱観測 本社に「震災対策本部」を設置 <ul style="list-style-type: none"> 社長を本部長とする震災対策本部設置 災害対策マニュアルにもとづき全役職員行動開始 本社事務所・設備に被害がないことを確認 役職員帰宅困難者への対応 早期の再保険金支払向け準備開始 	<ul style="list-style-type: none"> 日本損害保険協会本部(東京都千代田区)に「大規模地震災害中央対策本部」を設置 日本損害保険協会東北支部(宮城県仙台市)に「現地対策本部」を設置 日本損害保険協会問い合わせ、相談窓口の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 気象庁、緊急地震速報発表 気象庁、津波警報(大津波)発表 気象庁、「平成23年東北地方太平洋沖地震」と命名 東京電力福島第1原子力発電所事故発生 政府、原子力緊急事態宣言
3.12(土)			<ul style="list-style-type: none"> 長野県北部地震発生(M6.7、最大震度6強)
3.14(月)	<ul style="list-style-type: none"> 全役職員、その家族の全員無事を確認 再保険金支払に備え資産の売却開始 		<ul style="list-style-type: none"> 東京電力管内計画停電実施
3.15(火)			<ul style="list-style-type: none"> 日経平均株価終値8,605円15銭と、前日比10.6%下落 静岡県東部地震発生(M6.4、最大震度6強)
3.17(木)		<ul style="list-style-type: none"> 共同調査体制による迅速な保険金支払や各種特別措置(継続手続猶予・保険料払込猶予等)の実施を公表 	<ul style="list-style-type: none"> 円急騰、一時1ドルあたり76円25銭と、史上最高値を更新
3.18(金)			<ul style="list-style-type: none"> G7、為替相場への協調介入実施
3.23(水)		<ul style="list-style-type: none"> 義援金10億円の寄贈を決定し公表 	
3.25(金)	<ul style="list-style-type: none"> 日本経済新聞社を通じて、役職員有志・会社による義援金46万円を寄付 		
3.28(月)		<ul style="list-style-type: none"> 地震保険契約会社照会センター開設、各社における地震保険契約照会受付を開始。 全損認定地域の協会HP公表を開始。ご契約者の自己申告に基づく損害調査の導入を公表 	
3.30(水)		<ul style="list-style-type: none"> 契約会社照会についてホームページからの受付を開始 	
3.31(木)	<ul style="list-style-type: none"> 資産売却により、およそ3,000億円の再保険金支払のための資金準備が完了 平成22年度期末において再保険金支払のための支払備金1,149億円を計上 		
4.1(金)	<ul style="list-style-type: none"> 地震再保険金概算払実施の決定 	<ul style="list-style-type: none"> 地震再保険金概算払実施の決定 	<ul style="list-style-type: none"> 政府、「東日本大震災」と命名
4.6(水)		<ul style="list-style-type: none"> 地震保険支払件数・金額の公表を開始 	
4.7(木)			<ul style="list-style-type: none"> 宮城県沖地震発生(M7.1、最大震度6強)
4.20(水)	<ul style="list-style-type: none"> 地震再保険金概算払の実施(第1回) 	<ul style="list-style-type: none"> 協会HP掲載の全損認定地域について、丁目、番地を記載した明細データの情報提供を開始 	
4.28(木)	<ul style="list-style-type: none"> 地震再保険金概算払の実施(第2回) 		
5.2(月)	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年度第一次補正予算の成立により、官民の責任負担の方法を定める再保険スキームが改正 	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年度第一次補正予算の成立により、官民の責任負担の方法を定める再保険スキームが改正 原発事故警戒区域居住者に対する特例措置(自己申告による損害調査)の実施を公表 	
5.17(火)	<ul style="list-style-type: none"> 地震再保険金概算払の実施(第3回) 		
5.25(水)	<ul style="list-style-type: none"> 地震再保険金概算払の実施(第4回) これまで総額約9,700億円の資金を供給 		
6.22(水)		<ul style="list-style-type: none"> 地震保険金支払総額が1兆円を超えたことを公表 	
6.24(金)		<ul style="list-style-type: none"> 地震保険における地盤の液状化による建物損害の調査方法についてを公表 	<ul style="list-style-type: none"> 内閣府、東日本大震災の被害額16.9兆円(推計)を発表
6.29(水)	<ul style="list-style-type: none"> 地震再保険金概算払の精算の開始(第1回) 		

【参考】

平成23年東北地方太平洋沖地震の地震保険金支払状況(平成23年6月29日現在)

【出所：社団法人日本損害保険協会 ニュースリリース(平成23年6月30日)】

地区	受付件数 (注1)	調査完了件数 (注2)	支払件数	支払保険金 (千円)	
北海道	928	850	490	583,813	
東北	青森	6,456	6,051	5,146	3,735,936
	岩手	26,320	24,778	22,051	52,570,600
	宮城	250,089	234,719	218,009	494,067,346
	秋田	826	744	583	362,145
	山形	1,865	1,640	1,364	1,215,014
	福島	74,210	68,696	63,746	133,832,039
	小計	359,766	336,628	310,899	685,783,080
関東・ 甲信越・ 静岡	茨城	98,996	93,166	84,457	130,113,032
	栃木	36,124	33,853	29,095	35,958,144
	群馬	8,226	7,690	6,427	5,628,711
	埼玉	32,054	30,028	22,443	18,827,000
	千葉	70,015	65,110	54,504	80,519,884
	東京	79,959	74,102	55,562	59,365,349
	神奈川	17,029	15,573	10,784	10,050,676
	新潟	1,329	1,220	912	764,885
	山梨	1,264	1,104	815	700,759
	長野	220	204	145	187,985
	静岡	2,386	2,236	1,778	1,339,145
小計	347,602	324,286	266,922	343,455,570	
その他府県	593	519	224	272,202	
合計	708,889	662,283	578,535	1,030,094,664	

(注1)「受付件数」には、事故に関する調査のご依頼のほか、地震保険の補償内容・お客様のご契約内容に関するご相談・お問い合わせなども含まれております。

(注2)「調査完了件数」には、調査が完了して実際に保険金をお支払いした件数のほか、保険金のお支払いの対象とならなかった事案やご相談・お問い合わせなどを受け付けた段階で解決した事案などの件数も含まれております。

トピックス

「地震再保険特別会計に関する論点整理に係るワーキンググループ」への参加

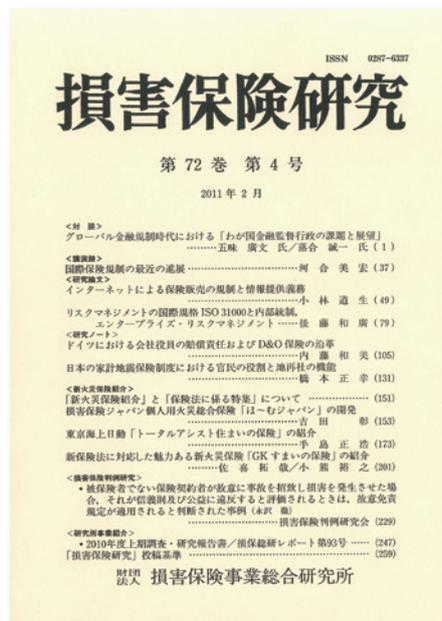
平成22年10月に内閣府行政刷新会議の事業仕分けが行われ、当社に係わりのある地震再保険特別会計についてもその制度・枠組みのあり方について議論されました。その後、この議論を受け「地震再保険特別会計に関する論点整理に係るワーキンググループ(WG)」が財務省に設置され、当社も日本損害保険協会等とともにオブザーバーとして参加しています。平成22年度には3回のWGが開催され、当社の主な業務内容および課題等について説明するとともに、「わが国の地震保険制度の安定的な運営には現行の政府再保険および地震再保険特別会計の維持が不可欠」である旨の意見を表明しました。

(財務省ホームページ)

http://www.mof.go.jp/about_mof/councils/jisinronten/index.html

「損害保険研究」への寄稿

損害保険とその関連分野に関する研究・調査発表の専門誌である「損害保険研究(第72巻第4号・2011年2月25日)」(公益財団法人損害保険事業総合研究所発行)に、『日本の家計地震保険制度における官民の役割と地再社の機能』について寄稿しました。昭和41年の制度創設の経緯を振り返りつつ、本制度における政府および民間損害保険会社の役割を整理するとともに、当社が果たすべき使命・機能を分かり易く解説しています。



「元受損害保険会社向け情報発信サイト(地再社ねっと)」の開設

再保険取引に係る事務の円滑化・効率化を図るとともに、地震保険に関する情報発信を推進するため、損害保険会社向けの情報発信サイトである「日本地震再保険ネットワークサービス(地再社ねっと)」を開設しました。損害保険会社は当社が作成する再保険取引に関する各種資料やマニュアル等を「地再社ねっと」を通じて常時ダウンロードすることができるようになりました。今後も「地再社ねっと」の利便性の向上に努めることで地震保険制度の充実・発展により積極的な役割を果たしてまいります。



経営について

代表的な経営指標等



受再正味保険料＝受再保険料－解約返戻金・その他返戻金

受再正味保険料とは、受再保険料(元受保険料の合計)から、解約返戻金、その他返戻金を控除した保険料です。



正味収入保険料＝受再正味保険料－支払再保険料

正味収入保険料とは、受再契約により各損害保険会社から受け取った保険料(受再正味保険料)から出再契約により政府・各損害保険会社に支払った再保険料(支払再保険料)を控除したものです。



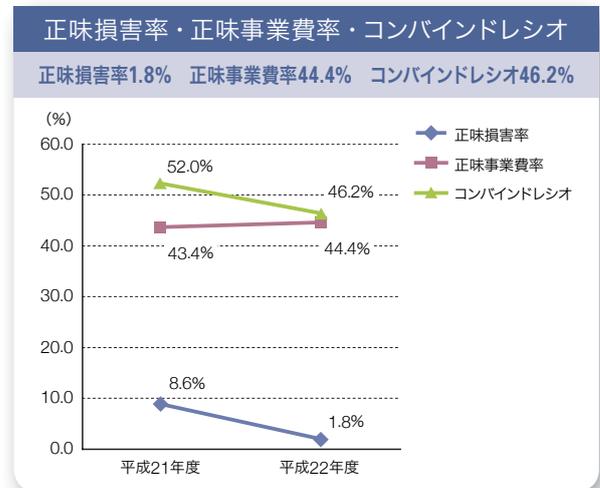
地震保険においては、制度の趣旨から保険料を極力低く抑える必要があり、経費を圧縮するとともに保険料収支残や資産運用益について、「地震保険に関する法律」により全額を将来の保険金支払いのために危険準備金として積み立てているため、利益が一切発生しない仕組みとなっています。

保険引受利益＝保険引受収益－保険引受費用－保険引受に係る営業費及び一般管理費±その他収支

保険引受利益とは、正味収入保険料等の保険引受収益から、保険金、損害調査費等の保険引受費用と、保険引受に係る営業費及び一般管理費を控除し、その他収支を加減したものをいいます。なお、その他収支は地震保険における法人税等相当額です。

経常利益＝経常収益－経常費用
 当期純利益＝経常利益±特別損益±法人税及び住民税ならびに法人税等調整額

経常利益とは、通常の活動で発生した損益を示し、正味収入保険料や利息及び配当金収入等の経常収益から、保険金や営業費及び一般管理費等の経常費用を控除したものです。地震保険では利益が生じないため、当社においては、法人税及び住民税等の額と、当社の純資産の運用等による利益に相当します。**当期純利益**とは、経常利益から特別損益、法人税及び住民税等を加減したもので、当社の純資産の運用等により生じた利益です。地震保険に係るものは、経常利益から法人税及び住民税を控除し当期純利益はゼロとなるしくみとなっています。

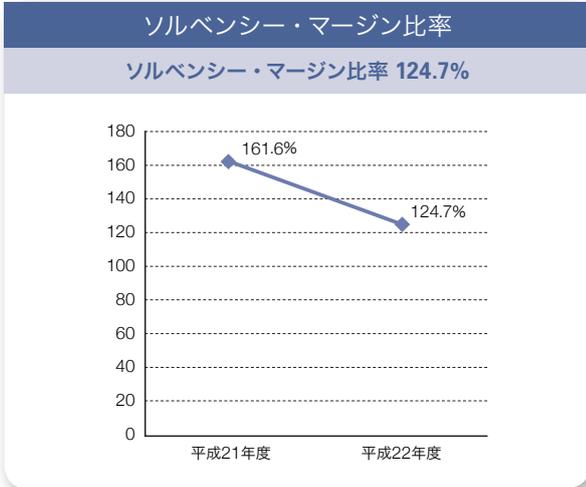


正味損害率＝(正味支払保険金＋損害調査費)÷正味収入保険料
 正味事業費率＝(保険引受に係る営業費及び一般管理費＋諸手数料及び集金費)÷正味収入保険料
 コンバインドレシオ＝正味損害率＋正味事業費率

正味損害率とは、正味収入保険料に対し、支払った保険金と損害調査費用の合計額の割合を示したものをいいます。

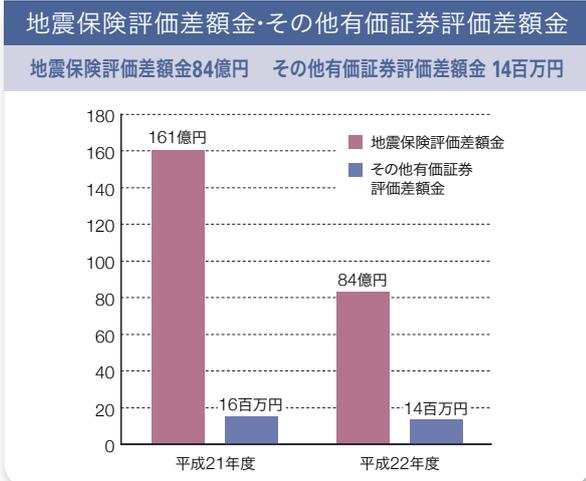
正味事業費率とは、正味収入保険料に対し、保険の維持管理等のために支出した費用の割合を示したものをいいます。

コンバインドレシオとは、損害保険における収益力を示す指標です。正味損害率と正味事業費率の合計値で、この値が低いほど収益力が強いものといわれています。



損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てていますが、巨大災害の発生や損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用する指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

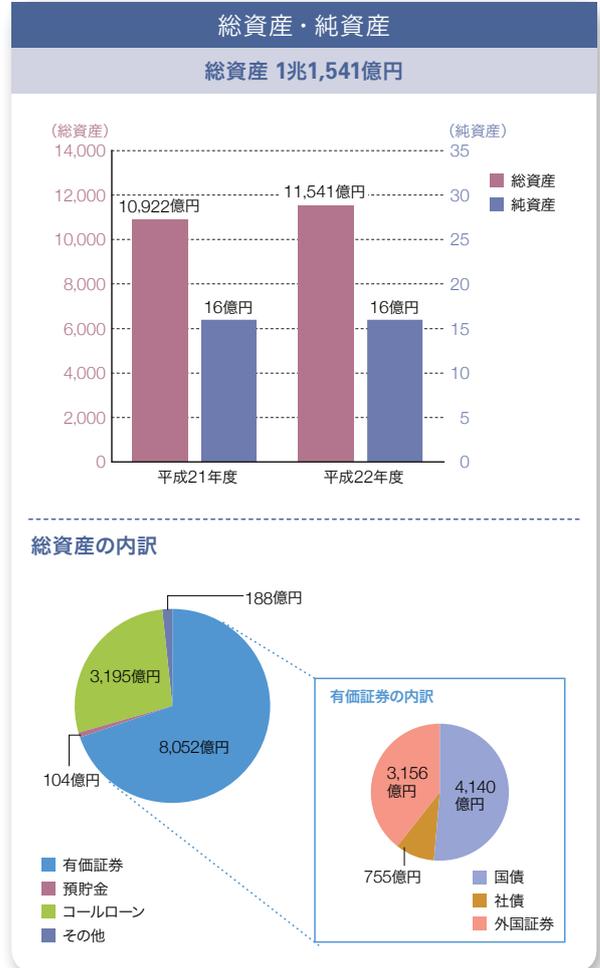
当社は、「地震保険に関する法律」にもとづき政府と地震保険再保険契約を締結しており、かつ同法に、政府は保険金支払いのための資金のあっせん・融通に努める旨定めているなど特別な事業形態となっていることから、保険業法第132条第2項に規定する区分等を定める命令第3条第4項により、当社のソルベンシー・マージン比率の数値は上記水準の如何にかかわらず、行政当局が行う改善命令等の発動基準の数値としては使用しないことになっています。



保有する有価証券は其他有価証券に分類されており、期末に時価評価を行い貸借対照表上に計上されますが、その際に時価と帳簿価額との差額(評価差額)が発生します。

地震保険評価差額金とは、評価差額のうち地震保険に係る有価証券の評価により生じたものをいい、負債の部に計上することが保険業法施行規則別紙様式の定めにより定められています。

其他有価証券評価差額金とは、当社においては地震保険に係るもの以外の時価評価により生じた評価差額で、他の事業会社同様に其他有価証券評価差額金として税金相当分を控除した上で純資産の部に計上されます。



総資産とは、会社が保有する有価証券や現金、固定資産等の資産の総額であり、貸借対照表上の「資産の部合計」をいいます。

当社は、大震災時に早期の再保険金支払を行うため、国債、外国証券を中心とした資産を保有しています。

不良債権状況

リスク管理債権はありません。

当社は貸付を行っておりません。

リスク管理債権とは、貸付金のうち元本や利息の回収の可能性に注意を必要とするものことで、利息の返済状況により破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権、貸付条件緩和債権の4つに分けられています。

●直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

(単位:百万円)

区分	年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
正味収入保険料 (対前期増減(△)率)		67,981 (△4.4%)	64,040 (△5.8%)	67,126 (4.8%)	72,225 (7.6%)	71,532 (△1.0%)
経常収益 (対前期増減(△)率)		90,373 (△16.2%)	81,290 (△10.1%)	84,993 (4.6%)	99,464 (17.0%)	175,903 (76.9%)
経常費用 (対前期増減(△)率)		90,229 (△16.3%)	81,273 (△9.9%)	84,792 (4.3%)	98,512 (16.2%)	174,913 (77.6%)
経常利益 (対前期増減(△)率)		143 (521.1%)	16 (△88.5%)	200 (1,108.8%)	951 (374.2%)	990 (4.1%)
当期純利益 (対前期増減(△)率)		△16 (△146.4%)	4 (-)	12 (184.1%)	5 (△58.9%)	3 (△30.2%)
正味損害率		3.7%	21.0%	16.0%	8.6%	1.8%
正味事業費率		43.2%	45.6%	44.5%	43.4%	44.4%
利息及び配当金収入 (対前期増減(△)率)		11,851 (13.9%)	13,116 (10.7%)	14,224 (8.4%)	17,222 (21.1%)	15,924 (△7.5%)
運用資産利回り (インカム利回り)		1.39%	1.45%	1.47%	1.67%	1.46%
資産運用利回り (実現利回り)		1.04%	0.48%	0.70%	1.25%	1.20%
資本金 (発行済株式総数)		1,000 (2,000千株)	1,000 (2,000千株)	1,000 (2,000千株)	1,000 (2,000千株)	1,000 (2,000千株)
純資産額		1,600	1,614	1,617	1,633	1,634
総資産額		908,963	955,968	1,015,053	1,092,272	1,154,108
責任準備金残高 (対前期増減(△)率)		490,901 (8.9%)	515,586 (5.0%)	545,255 (5.8%)	585,820 (7.4%)	515,981 (△11.9%)
(うち危険準備金残高) (対前期増減(△)率)		412,364 (8.9%)	433,841 (5.2%)	460,081 (6.0%)	496,708 (8.0%)	424,401 (△14.6%)
貸付金残高 (対前期増減(△)率)		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
有価証券残高 (対前期増減(△)率)		851,739 (10.4%)	895,513 (5.1%)	953,118 (6.4%)	1,006,947 (5.6%)	805,223 (△20.0%)
ソルベンシー・マージン比率		175.3%	185.4%	159.1%	161.6%	124.7%
1株当たり純資産額		804円80銭	812円01銭	813円57銭	821円32銭	821円81銭
1株当たり当期純利益		△8円47銭	2円21銭	6円30銭	2円58銭	1円80銭
配当性向		-%	-%	-%	-%	-%
従業員数		21名	24名	28名	26名	25名

(注) ソルベンシー・マージン比率の当社数値は保険業法第132条第2項に規定する区分等を定める命令第3条第4項により、行政当局の行う改善命令等の発動基準の数値としては使用しないこととなっています。詳細は、P44を参照下さい。

事業の概況

●事業の経過及び成果等

平成22年度のが国経済は、政府の経済対策や新興国の需要拡大により景気持ち直しの動きが見られたものの、厳しい雇用環境や急激な円高等により足踏み状態となりました。また、3月には平成23年東北地方太平洋沖地震が発生し、企業の生産活動が大幅に低下するなど経済への深刻な影響が見られました。

地震保険の契約件数、収入保険料は、地震への備えとしての関心の高まりから前年度に引き続き増加しました。一方、支払保険金については、駿河湾を震源とする地震等による支払いがありました。前年度に比べ件数、金額とも下回りました。なお、3月に発生した平成23年東北地方太平洋沖地震については、当年度の再保険金支払いがなく支払備金を計上しました。

資産運用については、年度前半の金利低下や年度後半の急

激な円高があったものの、運用資産の増加を背景に運用益は前年度を上回りました。また、平成23年東北地方太平洋沖地震発生後は再保険金支払いに備えるため、保有有価証券の売却を進めました。

一方、管理費については、業容が拡大する中で経費削減に努めるとともに効率的な事業運営を心がけた結果、前年度並みの水準に抑えることができました。

当年度は第2次3年中期経営計画の2年目にあたりますが、地震保険制度の充実・発展に積極的な役割を發揮し、ステークホルダーから信頼される会社へ発展するために、地震保険に対する専門性向上や資産運用・リスク管理の強化、事業継続計画の拡充など、中期経営計画達成に向けた施策を確実に実行に移してまいりました。

●地震保険成績の概要

①収入保険料と支払保険金

当年度は、保険契約の件数、受再保険料ともに増加しましたが、それ以上に元受、政府への支払再保険料が増加したことにより、正味収入保険料は715億円(前年度比1.0%減)となりました。

一方、保険金の支払いは、駿河湾を震源とする地震等で10億円(前年度比81.4%減)となりました。

②危険準備金と責任準備金

正味収入保険料から受再保険手数料等を控除した正味保有保険料372億円と運用益60億円の合計433億円(前年度比2.0%増)を危険準備金に積み増しました。

また、前記の保険金10億円、支払備金繰入額1,144億円お

よび広告宣伝費用1億円を過年度危険準備金から取り崩した結果、当年度末危険準備金は4,244億円(前年度比14.6%減)となりました。

この危険準備金に未経過保険料積立金と払戻積立金を加えた結果、当年度末責任準備金は5,159億円(前年度比11.9%減)となりました。

③元受保険会社等の危険準備金

受託金勘定として表示している元受保険会社等の危険準備金については、正味保険料および運用益の合計286億円(前年度比2.6%増)を積み増し、他方、支払備金繰入額630億円、広告宣伝費用5億円を取り崩した結果、当年度末危険準備金は4,891億円(前年度比6.7%減)となりました。

●資産運用の概要

国内の中長期金利は、日本の景気回復が緩慢なことや欧米の金利が欧州周辺国の債務問題の深刻化により低下したこと等から、年度前半に大きく低下しました。その後、世界的な景気回復期待から上昇に転じたものの、平成23年東北地方太平洋沖地震の影響もあり、当年度末は前年度末に比べやや低下した水準となりました。

また、為替相場は、対ドルではFRBが追加金融緩和策を実施したこと、対ユーロでは欧州周辺国の債務問題が深刻化したことから、それぞれ円高傾向で推移し、前年度末に比べ、対ド

ルで約10円、対ユーロで約7円の大幅な円高となりました。

このような環境下において資産運用にあたっては、安全性と流動性を第一義とし、これに収益性を加味して進めてまいりました。その結果、税引前の運用益は業務勘定で71億円、受託金勘定は54億円となり、当年度末の運用資産は1兆1,352億円となりました。

なお、平成23年東北地方太平洋沖地震による再保険金支払いに備え、保有有価証券の売却を進め、手元資金を潤沢にしております。

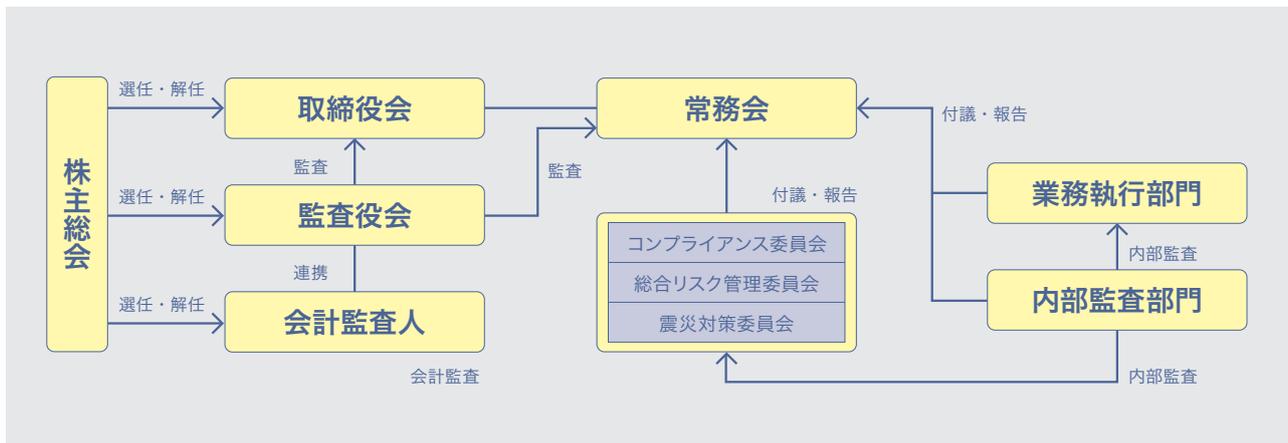
●当年度損益

当年度の損益については、資本勘定に対する利息及び配当金収入にその他の項目を加減した結果、3百万円の当期純利

益となりました。

コーポレート・ガバナンスの態勢

当社は、コーポレート・ガバナンスの確立を重要な経営課題と位置づけ、透明性と牽制機能を備えた経営体制を構築し、健全かつ適正な業務運営に努めています。



●委員会による運営

当社は、常務会直属の機関として、コンプライアンス委員会、総合リスク管理委員会を設置し、法令遵守、リスク管理の体制を構築して監督機能を強化、健全・透明な事業運営を目指しています。また巨大地震の発生に備え、再保険金の支払体制や支払資金計画等を整備する震

災対策委員会を設けて、大震災への即応体制をとっています。

各委員会の毎年の運営方針や運営状況は定期的に常務会、取締役会に付議または報告されます。

内部統制システム構築の基本方針

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、内部統制システム構築の基本方針を取締役会において次のとおり決議し、適切に履行しています。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 (会社法362条4項6号、会社法施行規則100条1項4号)

- (1) コンプライアンス体制に係る規程ならびに役員および社員が法令等を遵守した行動をとるためのコンプライアンス行動宣言を定めるとともに、その徹底を図るため、コンプライアンス委員会を設置し、役員および社員の教育等を行う。
- (2) 監査室を設置し、内部監査を実施することにより、内部統制の有効性および妥当性を確保する。
- (3) 上記の活動は定期的に取締役会および常務会に報告するとともに、必要に応じ都度電磁的方法等によりステークホルダーに開示する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制 (会社法施行規則100条1項1号)

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項は、取締役会規程その他別途定める社内規程に従って管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制 (会社法施行規則100条1項2号)

- (1) リスク管理の統括的な方針であるリスク管理方針を策定するとともに、全社的リスク管理体制を規定する総合リスク管理規程を定める。
- (2) 全社的リスク管理を統括する総合リスク管理委員会を設置し、リスク管理状況を把握、適切に管理するとともにリスク管理体制の整備を行う。
- (3) リスク管理部門として、管理部リスク管理グループを設置し、リスク管理方針、規程に基づいてリスク管理を行い、その状況を定期的に取り締り会、常務会および総合リスク管理委員会に報告する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 (会社法施行規則100条1項3号)

- (1) 取締役会は、経営の執行方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督する。
- (2) 取締役会長、取締役社長、専務取締役、常務取締役および常勤監査役による常務会を設置し、経営課題に関する協議および経営報告を行う。常務会は原則として毎月1回以上開催する。

5. 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制 (会社法施行規則100条1項5号)

親会社や子会社が生じた場合には、企業集団における業務の適正を確保するための措置を講ずることとする。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項 (会社法施行規則100条3項1号)

監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合には、その必要に応じた使用人を監査役の補助者に任命する。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項 (会社法施行規則100条3項2号)

- (1) 監査役は、前号の使用人を補助者として監査業務の補助を行うよう命令できるものとする。
- (2) 上記の補助者の人事異動、人事評価または懲戒処分には、常勤監査役の同意を得るものとする。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制 (会社法施行規則100条3項3号)

- (1) 監査役は、取締役会に出席するとともに常務会および各種委員会等社内重要会議に出席することができる。
- (2) 取締役(非常勤取締役を除く。)は、取締役会、常務会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況を報告する。
- (3) 取締役(非常勤取締役を除く。)および使用人は、以下の事項を発見した場合には、社内規程にもとづき監査役に報告する。

- イ. 会社に著しい損害を与えるおそれのある事実
- ロ. 重大なコンプライアンス違反
- ハ. 就業規則に定める懲戒事由に該当する事項
- ニ. その他上記に準ずる事項

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制 (会社法施行規則100条3項4号)

- (1) 監査役の過半数は社外監査役とし、対外的な透明性を確保する。
- (2) 監査役は、監査役会が承認した監査役会規程および監査役監査規程にもとづき監査を実施する。監査の実施にあたっては、公認会計士その他必要と認める者を活用する。

以上

コンプライアンス

社会インフラとして高い社会性・公共性を有する損害保険業の中でも、特に地震保険は、その公共性の高さから厳格な法令遵守と効率的で公平、公正かつ透明な運営が求められていると認識しています。

このような認識のもとに当社は、日本で唯一の家計地震保険の再保険会社として、「地震保険を通してステークホルダーから常に信頼される会社」を目指して、法令遵守の体制を整備し、コンプライアンスを推進しています。

1. 基本方針(コンプライアンス行動規範)

(1)法令等の遵守

法令やルールを遵守し、高い企業倫理に基づき、公正かつ健全な企業活動を行う。

(2)透明性の高い経営

企業情報を公正かつ積極的に開示し、ステークホルダーの信頼向上に努め、透明性の高い経営を行う。

(3)情報管理の徹底

業務を通じて知り得た情報は常に適正な管理に努める。特に個人情報については、取得目的以外の利用やその漏洩の防止に向けた安全管理体制を構築するとともに、慎重かつ適切に取り扱う。

(4)人間尊重

社員の人格、個性、多様性を尊重するとともに、働きやすく、やりがいを感じられる職場を実現する。

(5)環境問題と社会貢献活動の取組

「良き企業市民」として、積極的に地球環境問題や社会貢献活動に取り組む。

(6)反社会的勢力の排除

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たない。

2. コンプライアンス体制

コンプライアンス推進体制を確立するため社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、同委員会がコンプライアンスを一元的に管理・推進していく体制としています。

3. コンプライアンス活動

年度毎に取締役会でコンプライアンス・プログラム(実施計画)を決定し組織的に取り組んでいます。具体的には、教育研修およびコンプライアンスに関するヒヤリングを実施して、コンプライアンスの推進に努めています。

4. 社内相談制度

法令遵守の促進と違法行為の防止・発見のためにコンプライアンス委員会に社内相談窓口を設けているほか、社外にも「コンプラホットライン」を設置しています。

利益相反管理方針

当社はおお客様の利益を不当に害するおそれのある「利益相反取引」を管理するため、コンプライアンス委員会を担当部署とし、コンプライアンス委員会担当役員を利益相反管理統括者とする体制を取っております。

利益相反のおそれのある取引を特定した場合には、取引条件の変更やお客様への開示等により当該お客様を保護いたします。

個人情報保護

当社は、情報資産の保護を経営の最重要課題のひとつと位置付け、その安全対策の基本方針である「セキュリティ・ポリシー」を掲げ、具体的な実施要領としての「安全対策基準」を定め、会社が取り扱う情報資産の適切な保護に努めています。

特に、個人情報保護については「個人情報の保護に関する法律」および関連のガイドライン等に基づき、「個人情報保護規程」等社内諸規程を整備し、役職員に対する教育・研修を実施し、適正な取り扱いが行われるよう努めています。さらに、個人情報の基本方針として、以下の通り「プライバシーポリシー」を定め、当社のホームページ(<http://www.nihonjishin.co.jp>)で公表しています。

プライバシーポリシー (要旨)

当社は、個人情報保護の重要性に鑑み、また、損害保険業に対する社会の信頼をより向上させるため、個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)その他の関連法令、金融分野における個人情報保護に関するガイドラインその他のガイドラインや(社)日本損害保険協会の「損害保険会社に係る個人情報保護指針」を遵守して、個人情報を適正に取り扱うとともに、安全管理については、金融庁および(社)日本損害保険協会の実務指針に従って、適切な措置を講じます。

当社は、個人情報の取扱いが適正に行われるよう従業員への教育・指導を徹底し、適正な取扱いが行われるよう取り組んでまいります。また、当社の個人情報の取扱いおよび安全管理に係る適切な措置については、適宜見直し、改善いたします。

(1) 個人情報の取得

当社は、業務上必要な範囲内、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得します。

(2) 個人情報の利用目的

当社は、取得した個人情報を、次の目的(以下、「利用目的」といいます。)に必要な範囲を超えて利用しません。

また、利用目的は、明確になるよう具体的に定め、下記の通りホームページ等により公表します。さらに、利用目的を変更する場合には、ホームページ等により公表します。

- ①地震保険に係る再保険業務およびこれらに付帯・関連する業務を行うため
- ②地震保険に係る調査・研究のため
- ③その他、当社が行う取引・業務運営を適切かつ円滑に行うため

(3) 個人データの第三者への提供

当社は、以下の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データを提供しません。

- ・法令に基づく場合
- ・当社の業務遂行上必要な範囲内で、委託先に提供する場合

(4) 個人データの取扱いの委託

当社は、利用目的の達成に必要な範囲において、個人データの取扱いを外部に委託することがあります。当社が、外部に個人データの取扱いを委託する場合には、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

(5) ご契約内容・事故に関するご照会

ご契約内容に関するご照会については、取扱代理店、保険証券に記載の保険会社営業店にお問い合わせください。また事故に関するご照会については、保険証券に記載の保険会社事故相談窓口にお問い合わせください。当社は、ご要望があればご照会者をご本人であることを確認させていただいたうえで、当該保険会社に連絡いたします。

(6) 個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等

個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等に関するご請求については、右記(8)のお問い合わせ窓口までお問い合わせください。

当社は、ご請求者をご本人であることを確認させていただくとともに、当社所定の書式にご記入いただいたうえでご契約保険会社に確認し、後日、原則として書面で回答いたします。当社およびご契約保険会社が必要な調査を行った結果、当該保険会社がその情報を正確なものに変更した場合は、当社も正確なものに変更させていただきます。

(7) 個人データの安全管理措置の概要

当社は、取り扱う個人データの漏えい、滅失またはき損の防止その他、個人データの安全管理のため、取扱規程等の整備および安全管理措置に係る実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じます。

安全管理措置に関するご質問については、下記のお問い合わせ窓口までお問い合わせください。

(8) お問い合わせ窓口

当社は、個人情報の取扱いに関する苦情・相談に対し適切・迅速に対応いたします。

当社の個人情報の取扱いや、保有個人データに関するご照会・ご相談、安全管理措置等に関するご質問は、下記までお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

日本地震再保険株式会社 管理部 企画・経理グループ
所在地 〒103-0024 東京都中央区日本橋小舟町8-1
ヒューリック小舟町ビル4F

電話 03-3664-6074

(受付時間：午前9時～午後5時 土日祝祭日および年末年始を除く)

電子メールアドレス j-privacy@nihonjishin.co.jp

当社は、認定個人情報保護団体である(社)日本損害保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情・相談を受け付けております。

<お問い合わせ先>

(社)日本損害保険協会 そんぽADRセンター
(損害保険紛争解決サポートセンター)

所在地 〒101-8335 東京都千代田区神田淡路町2-9

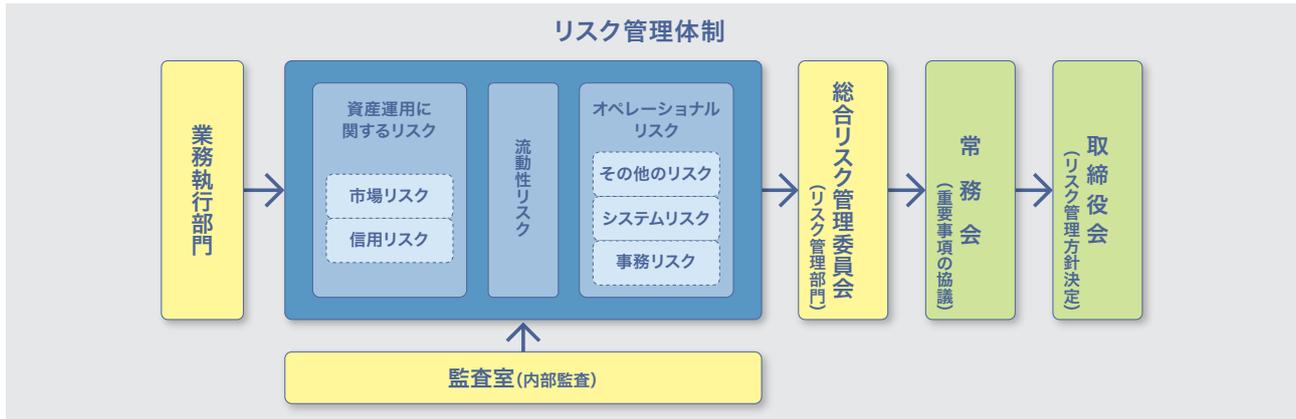
電話 03-3255-1470

(受付時間：午前9時～午後5時 土日祝祭日および年末年始を除く)

ホームページアドレス <http://www.sonpo.or.jp>

リスク管理

保険会社の抱えるリスクは、ますます多様化、複雑化していることから、経営の安全性、健全性を確保するため適切なリスク管理体制の構築が重要な課題となっています。当社におきましては、組織横断的に総合リスク管理委員会を設置し、リスクの状況を正確に把握し、適切に管理しています。また、当社が抱える各種リスクについての管理方法を「リスク管理方針」に定め、リスク管理状況のモニタリングを実施しています。加えて、当社では統合的リスク管理を導入し、リスクの定量・定性的な分析・管理方法を充実させることで、リスク管理強化に取り組んでいます。



●資産運用に関するリスク

資産運用に関するリスク管理は、大震災時の再保険金支払いを迅速かつ確実に行うことを第一義としております。また、「市場リスク」、「信用リスク」の2つに分類して管理を行い、管理基準は年度ごとの「資産運用に関するリスク管理基準」に定めています。

市場リスク

市場リスクには、金利リスク、為替リスク、価格変動リスクがあり、市場の動きにより保有する金融資産・負債のポジションの価値が変動し損失を被るリスクをいいます。

当社では、定量・定性の両面から、市場リスク全体の管理を行っています。リスク量として金利、為替のバリュー・アット・リスク(VaR)を計測するとともに、含み損益、価格変化(感応度)等をモニタリングしています。また、必要に応じて保有限度額や損切りルールなどを設けて管理しています。

組織としても、取引を行う部門と事務部門を完全分離し、牽制・チェック機能を働かせています。

信用リスク

信用リスクとは、与信対象の信用状態の悪化等により保有資産の価値が減少、消失を被るリスクをいいます。

当社では、購入債券は格付け機関の格付けを参考に、信用力の高い発行体に限定するとともに、保有債券の信用力も常にチェックしています。また、特定企業グループや特定業種などへの集中を回避するため個別の管理も行っています。さらに、デフォルト率等にもとづき信用VaRを計測し管理しています。

●流動性リスク

流動性リスクとは、負債に対する資産の流動性が確保できないことや、市場の混乱等で不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいいます。当社の社会的使命を果たす上で重要なリスクであり、大震災時の全資産の処分も念頭に置いた流動性資産を十分に保有するとともに、流出入資金の正確な把握に努め、適切な資金繰り管理を行っています。

●オペレーショナルリスク

オペレーショナルリスクは、「事務リスク」「システムリスク」「その他のリスク」に分類し、それぞれの特性に応じた管理を行っています。

事務リスク

事務リスクとは、役職員及びその他の組織構成員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクをいいます。当社では、権限や事務手続き等の規程や事務処理マニュアルを常時見直し、研修・指導体制の充実に努め、正確で迅速な事務処理を徹底しています。また、内部監査において、規程等が網羅的かつ法令等に則っているかどうかを定期的にチェックしています。

システムリスク

コンピューター・システムのダウン、誤作動等のシステム不整備やコンピューターが不正に使用されることにより損失を被るリスクをいいます。

当社では、会社情報の漏洩等の防止、情報システムの安全対策として「セキュリティポリシー」「安全対策基準」を定め、情報資産の適切な保護に努めています。さらに、災害や不測の事態に備えた「情報システムコンティンジェンシープラン」を策定し、危機対応策を明確にしています。

その他のリスク

事務リスク、システムリスク以外のオペレーショナルリスクとして、「人的リスク(人材の流失・損失等により損失を被るリスク)」「風評リスク」等のリスクを認識し、各所管部門を中心にこれらのリスク管理に努めています。

※保険引受リスクに関しましては、地震保険制度により担保されているため対象外としています。

監査・検査の体制

●社外の監査および検査

当社は、経営および業務運営全般に関して保険業法に基づく金融庁の検査および「地震保険に関する法律」に基づく財務省の検査の対象となっています。

またこの他に、会社法に基づき、監査法人(新日本有限責任監査法人)による会計監査を受けています。

●社内の監査

監査役が行う会社法上の監査の他に、監査室による内部監査を行っています。

内部監査は、「会社における諸制度および諸活動の遂行状況を合法性と合理性の観点から公正かつ客観的な立場で検討、評価し、これにもとづき必要な助言、勧告を行い、会社の健全な発展と社会的な信頼向上に資すること」を目的として実施し、内部管理態勢を整備・確立することを目標としています。

平成23年度は、取締役会で決定した「内部監査方針・計画」にもとづき、保険検査マニュアル改定対応状況の監査に重点を置き、また定例監査として全部門の内部統制状況等の監査を行うこととしています。

是正・改善提言を含む監査結果は、被監査部門に通知すると共に、常務会及び取締役会に報告しています。

手続実施基本契約を締結している指定紛争解決機関

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である(社)日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

同協会では、損害保険会社の営業活動に関する苦情や紛争対応を行う専任組織として、「そんぽADRセンター」(損害保険紛争解決サポートセンター)を設け、受け付けた苦情について、損害保険会社に解決を依頼するなど適正な解決に努めるとともに、当事者間で問題の解決がつかない場合には、専門の知識や経験を有する弁護士などが中立・公正な立場から紛争解決手続を実施しています。

当社との間で問題を解決できない場合には、「そんぽADRセンター」に解決の申し立てを行うことができます。

(社)日本損害保険協会 そんぽADRセンターの連絡先は以下のとおりです。

●電話番号 0570-022808 (ナビダイヤル・有料) ●PHSやIP電話からは 03-4332-5241 (受付時間: 平日の午前9時15分~午後5時)

詳しくは、(社)日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp)

地震保険と再保険のしくみ

地震保険は、居住の用に供する建物またはそれに收容される家財(生活用動産)を対象とする火災保険に、セットして契約することになっており、地震保険のみを単独で契約することはできません。火災保険を契約する際、地震保険を希望しない場合には、保険契約申込書の「地震保険ご確認」欄に押印が必要です。

また、現在ご契約の火災保険の契約時に地震保険を契約しなかった場合でも、保険期間の中途から地震保険を契約することもできます。なお、警戒宣言(※)が発せられた場合、契約できなくなる地域があります。

※詳しくは警戒宣言が発令された時(P25)、用語の解説(P52)をご覧ください。

補償される損害

地震もしくは噴火またはこれらによる津波(以下「地震等」といいます。)を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって、保険の対象について生じた損害

火災保険では、①地震等による火災(およびその延焼、拡大損害)によって生じた損害②火災が地震等によって延焼、拡大したことにより生じた損害はいずれも補償の対象とはなりません。これらの損害を補償するためには地震保険が必要です。

保険の対象

居住の用に供する建物または家財(生活用動産)

以下のものは対象外となります。

工場、事務所専用の建物など住居として使用されない建物、1個または1組の価額が30万円を超える貴金属・宝石・骨とう、通貨、有価証券(小切手、株券、商品券等)、預貯金証書、印紙、切手、自動車等。

保険期間

短期、1年または長期(2年～5年)

保険金額

火災保険(※)の保険金額の30%～50%の範囲内で地震保険の保険金額を契約者に設定していただきます。ただし、建物は5,000万円(※)、家財は1,000万円が限度です。

※火災保険
普通火災保険、住宅火災保険、住宅総合保険、積立火災保険、積立火災総合保険、積立生活総合保険、店舗総合保険等

※マンション等の区分所有建物の保険金額は、各区分所有者ごとに専有部分と共有持分を合わせて、5,000万円が限度となります。

保険金の支払

地震保険では、保険の対象である建物または家財が全損、半損または一部損となったときに保険金が支払われます。

保険の対象	損害の程度	保険金支払額
建物 ・ 家財	全損	保険金額の 100% 〔時価(※)が限度〕
	半損	保険金額の 50% 〔時価の50%が限度〕
	一部損	保険金額の 5% 〔時価の5%が限度〕

損害の認定基準

「全損」「半損」「一部損」とは、次の場合をいいます。

損害の程度	建 物		家 財
	主要構造部の 損害額	焼失、流失した床面積 (一部損は床上浸水等)	家財の損害額
全 損	建物の時価の 50%以上	建物の延床面積の 70%以上	家財の時価の 80%以上
半 損	建物の時価の 20%以上50%未満	建物の延床面積の 20%以上70%未満	家財の時価の 30%以上80%未満
一 部 損	建物の時価の 3%以上20%未満	建物が床上浸水または地盤面から 45cmを超える浸水 を受け損害が生じた場合で、全損・半損に至らない場合	家財の時価の 10%以上30%未満

保険金をお支払いできない主な場合

- ・故意もしくは重大な過失または法令違反による事故
- ・地震等の際の紛失・盗難の場合
- ・戦争、内乱などによる損害
- ・地震等が発生した翌日から起算して10日を経過した後に生じた損害

保険金総支払限度額

1回の地震等につき支払われる保険金の総支払限度額(※)は、平成20年4月に改定され、5兆5,000億円となっています。(なお、平成23年5月に、当社、損害保険会社および政府の責任限度額や責任負担の方法が改定されています。詳細はP27をご覧ください。)

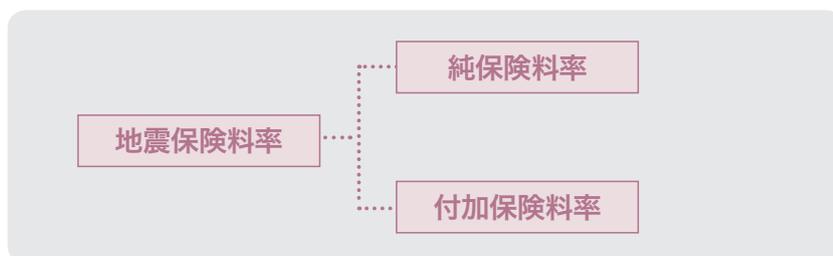
支払うべき保険金の総額が総支払限度額を超過する場合、法律によって各契約ごとの保険金を削減することができます。

※時価
新築価額から、使用年数に相当する減価額を控除した価額をいいます。

※総支払限度額
「地震保険に関する法律」にもとづき、1回の地震等により政府および民間保険会社が支払う保険金の総支払限度額が定められています。詳しくは当社、損害保険会社および政府の保険金支払の分担方法(P27)、用語の解説(P53)をご覧ください。

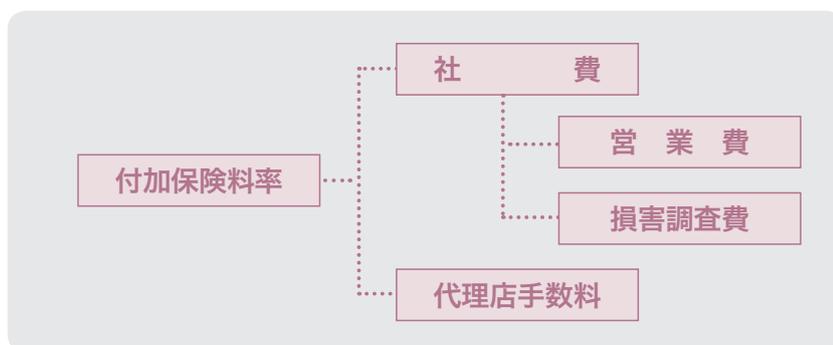
保険料率

地震保険料率は「損害保険料率算出団体に関する法律」にもとづき、損害保険料率算出機構が算出しており、将来の保険金の支払いに充てられる部分である「純保険料率」と保険会社の経費等に充てられる部分である「付加保険料率」から構成されています。



「純保険料率」は、政府の機関である地震調査研究推進本部(※)が「確率論的地震動予測地図」を作成する際に使われた、今後被害をもたらす可能性があるとして想定した全ての地震(震源数：約73万震源モデル)を対象に、仮に現在の状況下で発生した場合に、地震保険で支払われる保険金がどのくらいになるかを個々の地震の被害予測シミュレーションにより予測し、これから1年間あたりの予想支払保険金を求めることで算出しています。

「付加保険料率」は、社費と代理店手数料から構成されており、社費は営業費と損害調査費から構成されています。地震保険は公共性が高く、政府が再保険を引き受けていることから、利潤が織り込まれておらず、また、火災保険に付帯して加入する方式により、営業費を可能な限り低くしています。



実際に適用される保険料率は、保険の対象である建物および家財を収容する建物の構造別、所在地別に定めている基本料率に、耐震性能に応じた割引率を乗じることにより計算します。

※地震調査研究推進本部

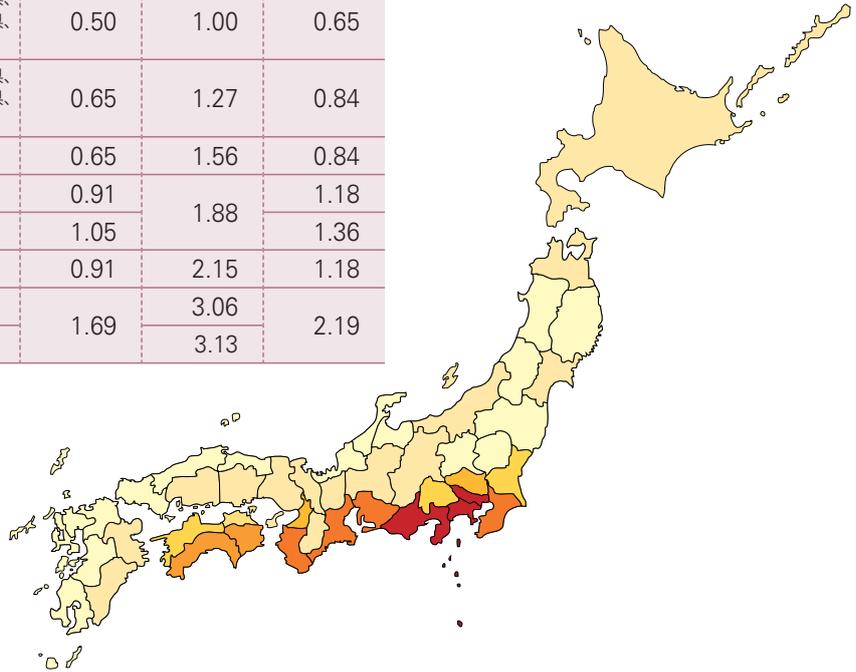
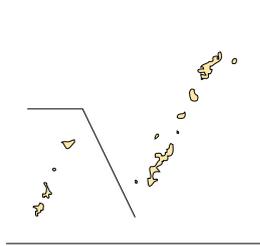
阪神・淡路大震災を契機に、地震調査研究の推進体制の整備等を目的として、地震防災対策特別措置法が制定され、同法に基づき平成7年7月に設置されました。

基本料率(建物、家財とも)

基本料率は保険の対象である**建物**および**家財**を収容する建物の**構造**、**所在地**により決定します。

保険金額1,000円あたり保険期間1年につき (単位:円)

	イ構造※1	ロ構造※1	
			激変緩和措置有※2
岩手県、秋田県、山形県、福島県、栃木県、群馬県、 富山県、石川県、福井県、鳥取県、島根県、山口県、 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県	0.50	1.00	0.65
北海道、青森県、宮城県、新潟県、長野県、岐阜県、 滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、岡山県、広島県、 大分県、宮崎県、沖縄県	0.65	1.27	0.84
香川県	0.65	1.56	0.84
茨城県、山梨県、愛媛県	0.91	1.88	1.18
埼玉県、大阪府	1.05		1.36
徳島県、高知県	0.91	2.15	1.18
千葉県、愛知県、三重県、和歌山県	1.69	3.06	2.19
東京都、神奈川県、静岡県		3.13	



※1 地震保険の建物の構造区分は、イ構造とロ構造の2つに区分されます。これはセットで契約する火災保険の構造区分により区分されます。

イ構造→火災保険の構造区分がM・T構造、A・B構造または特・1・2級構造の場合(主として鉄骨・コンクリート造の建物)

ロ構造→火災保険の構造区分がH構造、C・D構造または3・4級構造の場合(主として木造の建物)、木造の建物であっても、建築基準法に定める耐火建築物・準耐火建築物、省令準耐火建物に該当するものは、イ構造になります。

※2 「激変緩和措置」は、構造区分の判定基準の改定(平成22年1月1日実施)前から継続している火災保険に付帯する地震保険において、その改定により基準料率が引き上げとなる場合(具体的には、改定前の基準であればイ構造とされたものが、改定後にはロ構造とされる場合)に適用されます。これにより、経過措置が適用される区分を設けて極端な引き上げとならないよう調整を行っています。

割引率

以下の(イ)・(ロ)・(ハ)・(ニ)の場合に、前頁の**基本料率が割り引かれます**。ただし、重複適用はできません。なお、割引の適用を行うためには、所定の確認資料が必要となります。

(イ)免震建築物割引

法律にもとづき定められた**免震建築物**(※)である建物またはその建物に収容された家財

割引率	30%
-----	-----

※免震建築物

「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく日本住宅性能表示基準に定められた表示事項により免震建築物であると評価された建築物を指します。

(ロ)耐震等級割引

法律にもとづき定められた**耐震等級(※)**に該当する建物またはその建物に収容された家財

耐震等級	1	2	3
割引率	10%	20%	30%

※耐震等級

住宅の耐震等級とは、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく日本住宅性能表示基準に定められた表示事項の一つである耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)または国土交通省の定める「耐震診断による耐震等級(構造躯体の倒壊防止)の評価指針」において住宅の耐震性能を評価した指標のことをいい、次のとおり定められています。

耐震等級3	極めて稀に(数百年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第88条第3項に定めるもの)の1.5倍の力に対して倒壊・崩壊しない程度
耐震等級2	極めて稀に発生する地震による力の1.25倍の力に対して倒壊・崩壊しない程度
耐震等級1	極めて稀に発生する地震による力に対して倒壊・崩壊しない程度

(ハ)耐震診断割引

耐震診断または耐震改修の結果、法律の規定と同等の**耐震性能を有すること(※)**が確認できた建物またはその建物に収容された家財

割引率	10%
-----	-----

※耐震性能を有すること

建築基準法に定める現行耐震基準に適合することを指します。

(二)建築年割引

昭和56年6月以降に新築された建物またはその建物に収容された家財

割引率	10%
-----	-----

長期契約の料率

長期契約(2年～5年、長期保険保険料払込特約条項を付した契約)の保険料率は、基本料率と割引率から算出された料率に以下の長期係数を乗じたものとなります。

期間	2年	3年	4年	5年
係数	1.90	2.75	3.60	4.45

保険料計算例

所在地：兵庫県

建物構造：口構造(木造)

建築年月：平成12年1月の建物の場合

主契約となる火災保険の保険金額：建物2,000万円、家財600万円

- 地震保険の保険金額を決定：ここでは付保割合(※)を50%とします。
建物の保険金額の計算：火災保険の保険金額×50%＝1,000万円
家財の保険金額の計算：火災保険の保険金額×50%＝300万円
- 保険料率を確認：兵庫県の口構造の基本料率→1.27
- 割引率の確認：昭和56年6月以降新築→建築年割引を適用し、割引率は10%

●建物 地震保険料の計算： $10,000 \text{千円} \times \underbrace{1.27 \times (100\% - 10\%)}_{1.14} = 11,400 \text{円}$

●家財 地震保険料の計算： $3,000 \text{千円} \times \underbrace{1.27 \times (100\% - 10\%)}_{1.14} = 3,420 \text{円}$

※付保割合
火災保険金額に対する地震保険金額の割合を指します。地震保険では30～50%の範囲内で設定することとなっています。

地震保険料控除制度

平成19年1月に地震保険料控除が創設されました。地震保険の払込保険料に応じて、一定の額(所得税は最高5万円、個人住民税は最高2万5千円)がその年のご契約者(保険料負担者)の課税所得から差し引かれ、税負担が軽減されます。

※経過処置として以下の要件を満たす一定の長期損害保険契約等に係る損害保険料については、地震保険料控除の対象とすることができます。

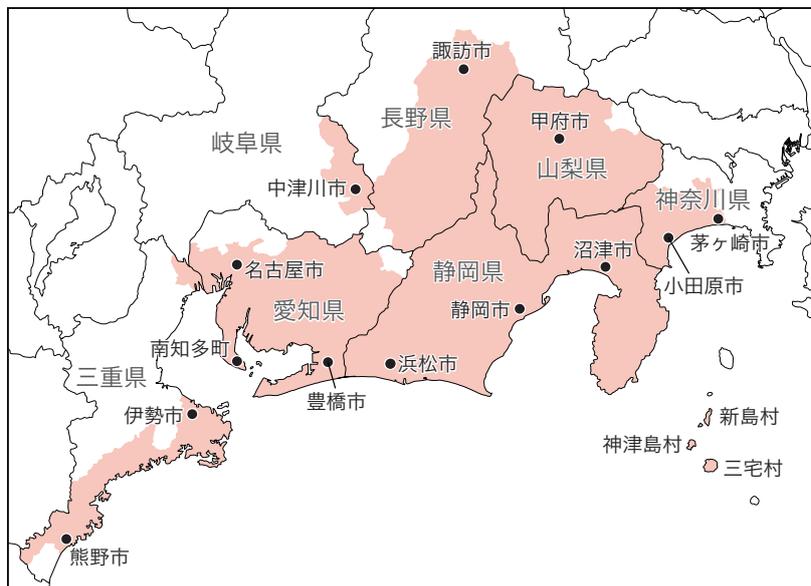
- (1) 平成18年12月31日までに締結した契約(保険期間又は共済期間の始期が平成19年1月1日以後のものは除く)
- (2) 満期返戻金等のあるもので保険期間又は共済期間が10年以上の契約
- (3) 平成19年1月1日以後にその損害保険契約等の変更をしていないもの

ただし、ある一つの損害保険契約等又はある一つの長期損害保険契約等が、地震保険契約と一定の長期損害保険契約のいずれにも該当する場合には、納税者の選択によりいずれか一つの契約のみに該当するものとして控除額を計算します。

参考 警戒宣言が発令されたとき

大規模地震対策特別措置法にもとづく警戒宣言が発令されたときは、同法で指定する東海地震に係る地震防災対策強化地域内に所在する建物または家財について、地震保険(新規・増額)はお引き受けできません(前年同条件での更改契約を除く)。

東海地震に係る地震防災対策強化地域(平成23年4月1日現在)



再保険のしくみ

巨大地震等が発生した場合、多額の保険金の支払いが予想されますが、損害保険会社の支払能力には限度がありますので、**再保険によって政府が保険責任を分担するという官民一体の制度**となっています。

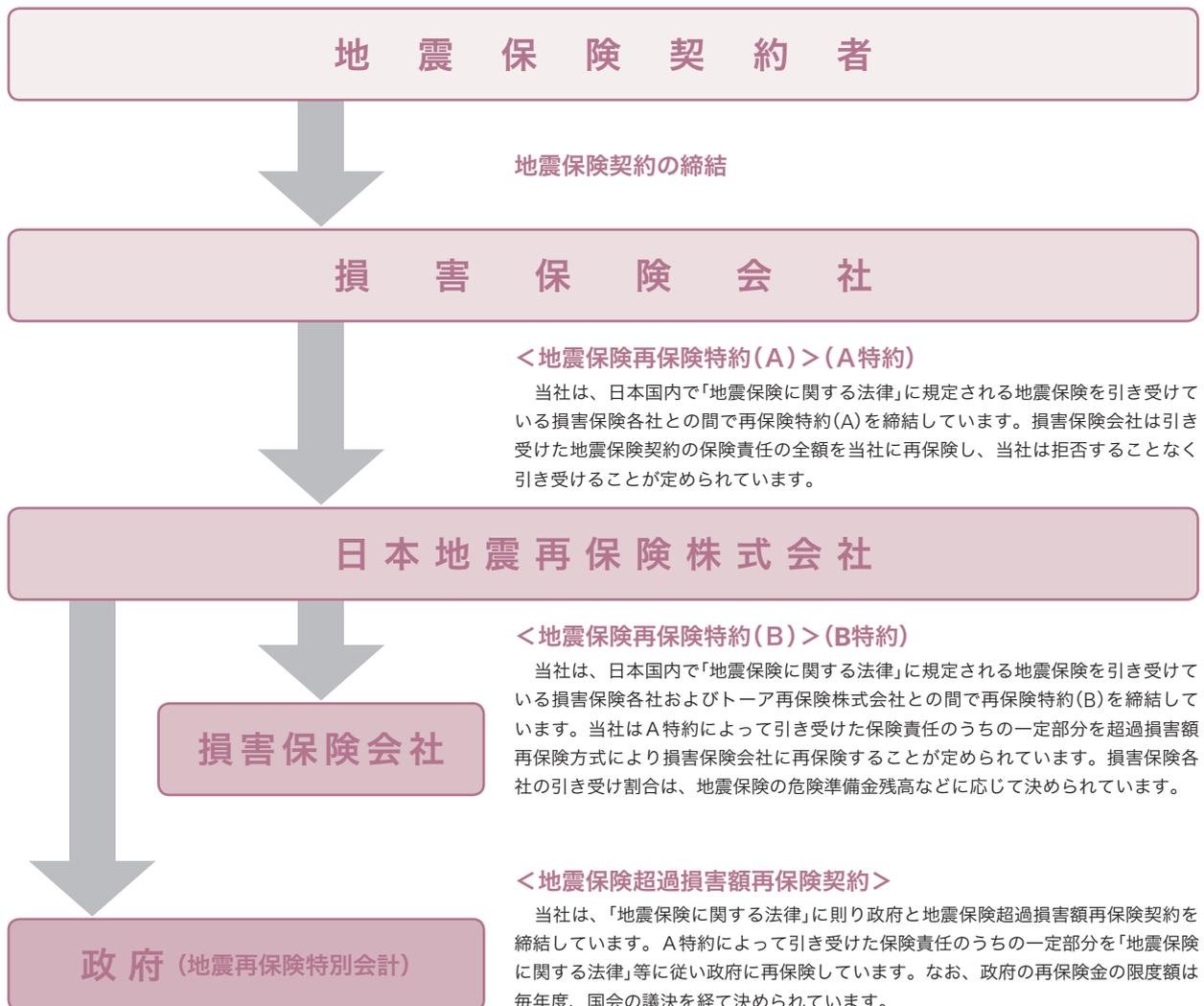
当社は、損害保険会社が引き受けた地震保険契約の全責任を再保険により引き受け、その責任を均質化して損害保険会社および政府に対しそれぞれの限度額に応じて再々保険し、その残余の責任額を負担しています。

再保険制度における当社の役割

当社は「地震保険に関する法律」に規定される地震保険の再保険業務を営む損害保険会社として設立され、元受損害保険会社が引き受けた地震保険契約の保険責任を再保険により全額引き受けて、その引受責任のうち一定部分を超過損害額再保険方式(一定額を超える損害額を再保険する方式)によって政府へ再保険しています。さらに、この政府への再保険を除いた保険責任のうち、一定部分を同じく超過損害額再保険方式により元受損害保険会社等(トーア再保険株式会社含む)へ再保険しています。

当社はこれらの再保険の当事者として、再保険取引に関する業務を一元的に処理し、また、自ら地震保険責任を保有し、損害の規模が時に異常巨大なものとなる地震リスクの地域的・時間的な平準化の機能を担っています。

< 保険契約の流れ >



保険金支払いの流れ

地震等によって損害が生じたときは、まず損害保険会社が地震保険契約者に保険金をお支払いします。その後、当社は損害保険会社からその支払った保険金の全額の請求を受け、A特約の再保険金として支払います。したがって、当社が支払ったA特約の再保険金の額は、損害保険会社から契約者にお支払いした保険金の額と結果的に同額となります。

また、巨大地震等が発生した場合には、損害保険会社は一時に保険金支払いのための多額の資金を準備しなければなりません。損害保険会社の保険金支払いに支障が生じないように、政府は「地震保険に係る再保険金の概算払に関する省令」を定め、当社を通じて速やかに再保険金の概算払い(仮払い)を行います。

当社、損害保険会社および政府の保険金支払いの分担方法

1回の地震等により支払われる保険金の総額には、あらかじめ限度額が定められており、これを保険金総支払限度額(※)といいます。これは、関東大震災規模の地震が再来した場合においても保険金の支払いに支障がないように設定され、現在、5兆5,000億円とされています。この保険金支払いの当社、損害保険会社および政府のそれぞれの分担方法、責任限度額(※)の取り決めを図示したものが「再保険スキーム」です。

平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震の発生を受けて、同年5月2日付で以下のとおり改定されています。

1回の地震等によりお支払いする保険金の分担方法(再保険スキーム)



再保険スキームの考え方

- ・ 保険金支払いが1,150億円以内の小規模な地震までは、当社が負担します。
- ・ 保険金支払いが1,150億円を超える中規模な地震が発生した場合には、当社、損害保険会社、政府が自らの分担分を負担します。
- ・ さらに、保険金支払いが8,710億円を超える大規模な地震が発生した場合には、政府がより多く負担します。
- ・ 今後被害をもたらす可能性があるとして想定した全ての地震(震源数：約73万震源モデル)に当てはめ、それぞれの保険金支払いの分担額を発生頻度を加味して積算すると、政府は約57%負担し、当社を含めた民間損害保険会社は約43%負担することになります。

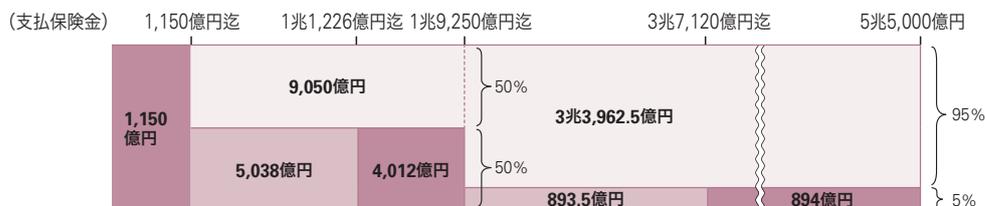
責任限度額

当	社	5,364.5億円
損	害 保 險 会 社	1,880 億円
政	府	4兆7,755.5億円
合計(保険金総支払限度額※)		5兆5,000 億円

※総支払限度額および責任限度額についてはP52、53の「用語の解説」をご覧ください。

(参考：従前の再保険スキーム (平成21年4月1日～平成23年5月1日))

※平成23年東北地方太平洋沖地震の保険金支払いには、この再保険スキームが適用されています。



■ 当社
■ 損害保険会社
■ 政府

当社	6,056億円
損害保険会社	5,931.5億円
政府	4兆3,012.5億円
合計(保険金総支払限度額)	5兆5,000億円

平成22年度末の当社、損害保険会社の危険準備金および政府責任準備金の残高

ご契約者がお支払いした保険料のうち純保険料部分を将来発生する地震の保険金支払いに備えて、当社、損害保険会社では地震保険危険準備金として積み立て、政府は地震再保険特別会計において政府責任準備金として積み立てることが、法令で義務付けられています。

地震が発生し損害が生じれば、再保険スキームに定めた責任負担に応じてそれぞれ積み立てた中から取り崩して保険金をお支払いします。

当社	4,244億円
損害保険会社	4,891億円
政府	1兆3,427億円
合計	2兆2,563億円

(注) 1. 損害保険会社の危険準備金には、税効果会計による繰延税金資産相当額が含まれています。
2. 政府責任準備金については、平成22年度決算が国会で承認された時点で確定値となります。
3. 当社、損害保険会社の平成22年度末危険準備金は、平成23年東北地方太平洋沖地震の支払備金を控除した金額となっています。

当社、損害保険会社および政府の負担額の具体例

例えば、1回の地震等により2兆円の保険金が支払われた場合、当社、損害保険会社および政府それぞれの負担額は以下のとおりとなります。

(単位：億円)

負担者	支払保険金	1,150億円までの部分	1,150億円を超え 8,710億円までの部分	8,710億円を超え 2兆円までの部分	負担額合計
当社		1,150	3,057	—	4,207
損害保険会社		—	723	564.5	1,287.5
政府		—	3,780	10,725.5	14,505.5
合計		1,150	7,560	11,290	20,000

平成22年度 再保険金の支払状況

平成22年度の再保険金支払額は、駿河湾を震源とする地震の再保険金を中心に1,814件(保険証券の件数ベース)、1,033百万円となりました。主な地震の支払状況は以下のとおりです。

なお、平成23年東北地方太平洋沖地震の再保険金支払いは、平成22年度には発生しておりません。

地震名等	発生日	マグニチュード	支払契約件数(件)	支払再保険金(百万円)
1 駿河湾を震源とする地震	平成21年 8月 11日	6.5	750	359
2 伊豆半島東方沖を震源とする地震	平成21年12月 17日	5.1	178	126
3 平成20年岩手・宮城内陸地震	平成20年 6月 14日	7.2	151	86
その他の地震	—	—	735	460
平成22年度支払再保険金合計	—	—	1,814	1,033

再保険金支払額上位20地震等

地震保険制度発足以来、再保険金支払額が多かった上位20地震等については以下のとおりです。

なお、平成23年東北地方太平洋沖地震の保険金支払いは平成23年6月29日現在で1兆円を超えており、支払件数、支払保険金は地震保険制度発足以来最大の支払であった平成7年兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災)を上回ります。

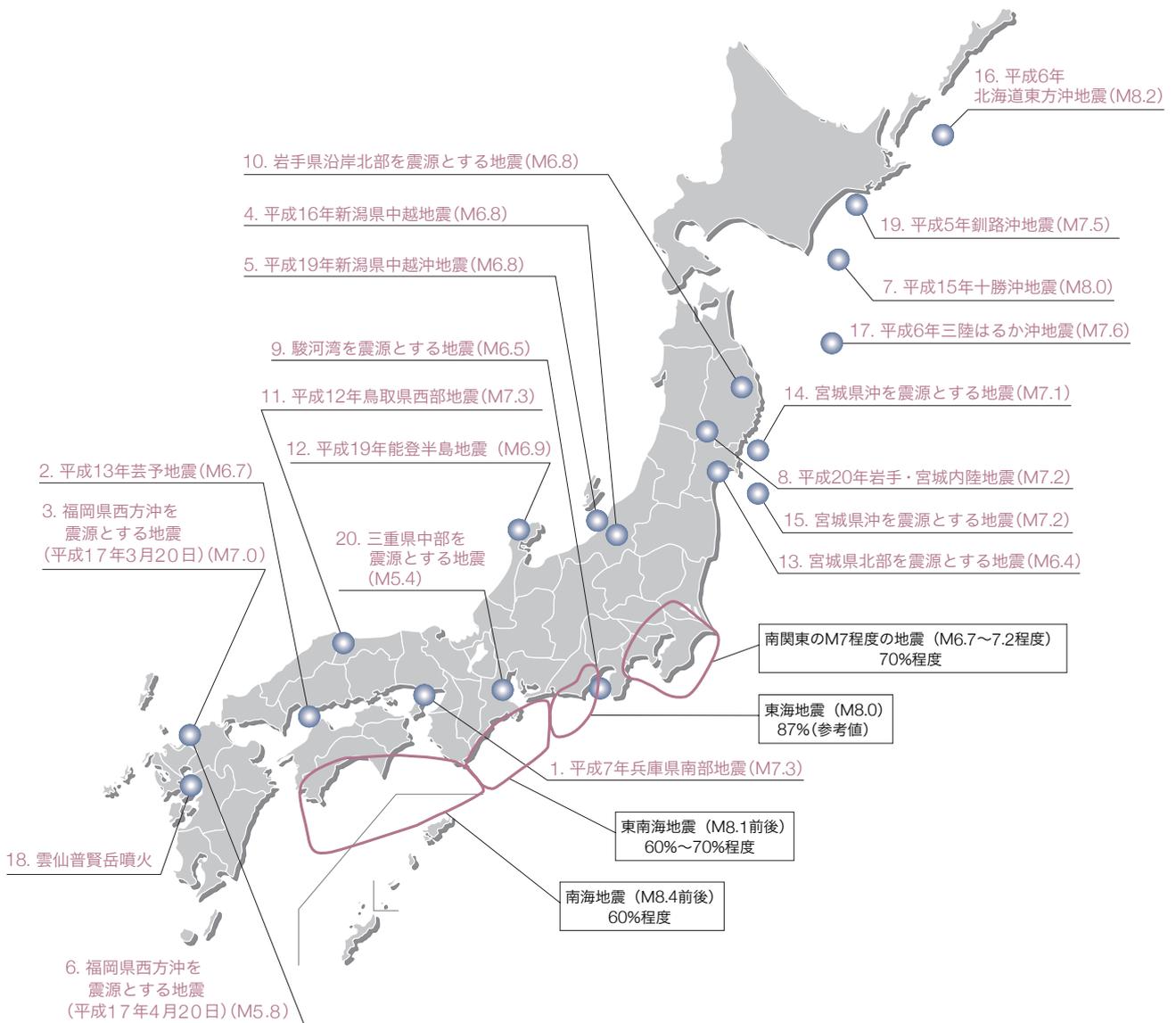
(平成23年3月31日現在)

地震名等	発生日	マグニチュード	支払契約件数(件)	支払再保険金(百万円)
1 平成7年兵庫県南部地震	平成 7年 1月 17日	7.3	65,427	78,346
2 平成13年芸予地震	平成13年 3月 24日	6.7	24,450	16,940
3 福岡県西方沖を震源とする地震	平成17年 3月 20日	7.0	21,998	16,921
4 平成16年新潟県中越地震	平成16年 10月 23日	6.8	12,602	14,895
5 平成19年新潟県中越沖地震	平成19年 7月 16日	6.8	7,846	8,238
6 福岡県西方沖を震源とする地震	平成17年 4月 20日	5.8	11,330	6,423
7 平成15年十勝沖地震	平成15年 9月 26日	8.0	10,548	5,988
8 平成20年岩手・宮城内陸地震	平成20年 6月 14日	7.2	8,151	5,494
9 駿河湾を震源とする地震	平成21年 8月 11日	6.5	8,994	4,868
10 岩手県沿岸北部を震源とする地震	平成20年 7月 24日	6.8	7,738	3,963
11 平成12年鳥取県西部地震	平成12年 10月 6日	7.3	4,078	2,868
12 平成19年能登半島地震	平成19年 3月 25日	6.9	3,302	2,728
13 宮城県北部を震源とする地震	平成15年 7月 26日	6.4	2,543	2,172
14 宮城県沖を震源とする地震	平成15年 5月 26日	7.1	2,970	1,918
15 宮城県沖を震源とする地震	平成17年 8月 16日	7.2	2,793	1,551
16 平成6年北海道東方沖地震	平成 6年 10月 4日	8.2	4,103	1,333
17 平成6年三陸はるか沖地震	平成 6年 12月 28日	7.6	4,172	1,237
18 雲仙普賢岳噴火	平成 5年 4月 28日	—	216	1,134
19 平成5年釧路沖地震	平成 5年 1月 15日	7.5	3,627	989
20 三重県中部を震源とする地震	平成19年 4月 15日	5.4	1,563	914

(注)「平成7年兵庫県南部地震」は、78,346百万円の支払となりましたが、当時の再保険スキームにより、その内政府は6,173百万円、当社は40,000百万円、損害保険会社は32,173百万円を負担しました。

当社で過去にお支払いした再保険金の上位20地震等の震源地およびマグニチュードは、下図のとおり分布となっております。地震名に記載の番号は、支払額の順位です。

また、参考までに、政府の地震調査研究推進本部が発表した南関東のM7程度の地震および東海地震、東南海地震、南海地震の震源域と今後30年以内の発生確率を併記しております。



都道府県別の契約状況

(平成23年3月31日現在)

都道府県	世帯数(A) (千世帯)	契約件数(B) (件)	保険金額 (百万円)	世帯加入率 (B/A) %	都道府県	世帯数(A) (千世帯)	契約件数(B) (件)	保険金額 (百万円)	世帯加入率 (B/A) %
北海道	2,654	526,832	4,095,849	19.8	滋賀	510	106,345	930,931	20.8
青森	571	87,710	629,390	15.4	京都	1,116	239,506	2,091,568	21.5
岩手	503	66,877	564,886	13.3	大阪	3,901	995,163	8,224,086	25.5
宮城	906	306,657	2,606,892	33.8	兵庫	2,345	455,497	3,982,909	19.4
秋田	419	54,425	443,303	13.0	奈良	555	124,764	1,153,472	22.4
山形	397	51,904	455,171	13.1	和歌山	428	86,225	745,817	20.1
福島	749	109,603	933,666	14.6	鳥取	226	40,352	353,077	17.8
茨城	1,121	214,101	1,833,404	19.1	島根	276	32,419	297,154	11.7
栃木	753	131,072	1,177,736	17.4	岡山	780	130,831	1,134,500	16.8
群馬	766	99,149	852,535	12.9	広島	1,226	307,035	2,640,358	25.0
埼玉	2,910	707,810	5,737,601	24.3	山口	643	117,253	1,051,505	18.2
千葉	2,573	706,559	5,765,310	27.5	徳島	320	73,756	650,504	23.0
東京	6,296	1,933,705	16,030,218	30.7	香川	410	100,890	929,175	24.6
神奈川	3,928	1,143,723	9,413,458	29.1	愛媛	630	120,691	1,093,672	19.1
新潟	849	143,281	1,237,474	16.9	高知	349	75,204	636,518	21.5
富山	388	57,606	588,350	14.8	福岡	2,175	599,684	4,963,092	27.6
石川	444	89,199	726,365	20.1	佐賀	309	44,640	391,096	14.4
福井	272	51,373	523,195	18.9	長崎	611	67,291	542,717	11.0
山梨	335	81,649	808,648	24.3	熊本	729	170,498	1,473,081	23.4
長野	814	106,002	1,070,867	13.0	大分	508	89,947	809,280	17.7
岐阜	745	208,805	1,773,416	28.0	宮崎	500	99,883	803,022	19.9
静岡	1,440	360,710	3,274,648	25.0	鹿児島	786	164,858	1,240,866	21.0
愛知	2,891	1,029,491	8,566,051	35.6	沖縄	559	60,360	535,410	10.8
三重	724	176,345	1,480,851	24.3	全国計	53,362	12,747,680	107,263,116	23.9

(注) 1. 世帯数は総務省による。平成23年3月末現在の統計は未だ公表されていないため、平成22年3月末現在の統計である。
2. 地震保険契約件数・保険金額および付帯率は、損害保険料率算出機構による。

※ 付帯率は、平成21年度中に契約された火災保険契約(住宅物件)に対する地震保険契約が付帯されている割合である。

付帯率(※)	46.5
--------	------

大きな地震災害が想定される地域の契約状況

(平成23年3月31日現在)

地震名	世帯数(A) (千世帯)	件数(B) (千件)	保険金額 (百万円)	世帯加入率 (B/A) %	今後30年以内に 発生する確率
関東大地震	23,833	6,513,971	54,530,482	27.3	ほぼ0%~1%
首都直下地震	16,830	4,705,898	38,779,994	28.0	70%程度
東海地震	22,661	6,454,799	53,921,073	28.5	87% (参考値)
東南海地震	21,482	5,706,889	48,053,028	26.6	60%~70%程度
南海地震	29,244	7,400,932	62,420,907	25.3	60%程度

関東大地震(1都10県) : 東京、埼玉、千葉、神奈川、山梨、静岡、茨城、栃木、群馬、長野、愛知

首都直下地震(1都4県) : 東京、埼玉、千葉、神奈川、茨城

東海地震(1都9県) : 東京、神奈川、山梨、静岡、愛知、岐阜、三重、埼玉、千葉、長野

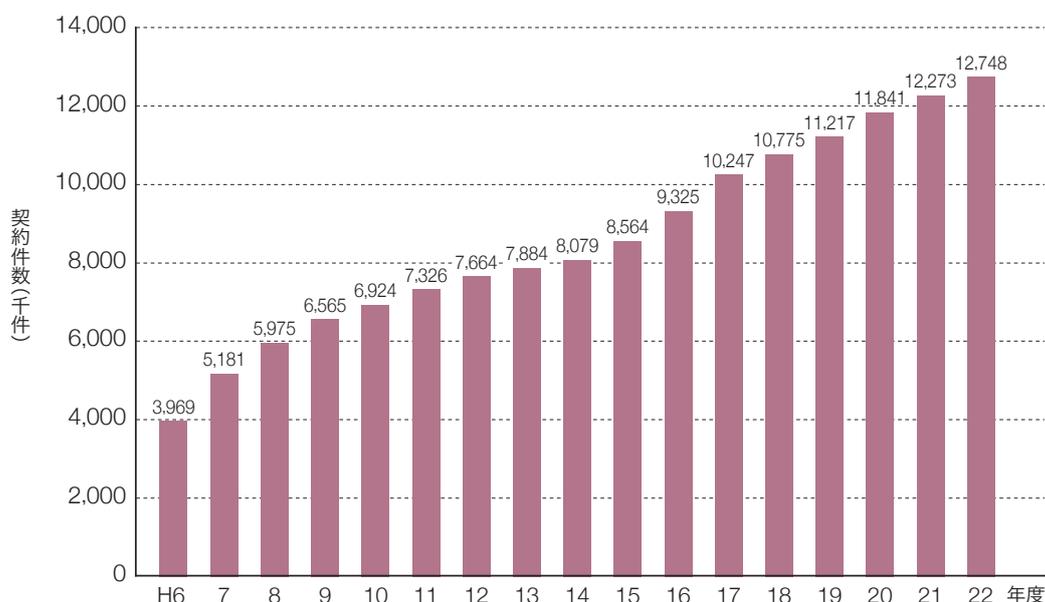
東南海地震(2府11県) : 静岡、愛知、三重、大阪、奈良、和歌山、岐阜、滋賀、京都、兵庫、千葉、神奈川、徳島

南海地震(2府21県) : 三重、大阪、兵庫、奈良、和歌山、岡山、徳島、香川、愛媛、高知、京都、広島、山口、大分、宮崎、千葉、神奈川、静岡、愛知、島根、福岡、熊本、鹿児島

(注) 1. 損害保険料率算出機構の直近被害想定にもとづく、主な被災都府県を対象として当社で作成。

2. 今後30年以内に発生する確率は政府の地震調査研究推進本部の「平成22年(2010年)1月1日を基準日として算定した地震の発生確率値」による。
首都直下地震の確率は南関東のM7程度の地震の確率とした。

近年の地震保険契約件数の推移



	世帯数(A) (世帯数)	契約件数(B) (件)	世帯加入率 (B/A)%	付帯率 (%)
平成 6年度	44,235,735	3,968,835	9.0	
平成 7年度	44,830,961	5,181,407	11.6	
平成 8年度	45,498,173	5,975,416	13.1	
平成 9年度	46,156,796	6,565,221	14.2	
平成 10年度	46,811,712	6,923,684	14.8	
平成 11年度	47,419,905	7,325,847	15.4	
平成 12年度	48,015,251	7,664,480	16.0	
平成 13年度	48,637,789	7,883,873	16.2	33.5
平成 14年度	49,260,791	8,078,780	16.4	33.3
平成 15年度	49,837,731	8,564,002	17.2	34.9
平成 16年度	50,382,081	9,324,901	18.5	37.4
平成 17年度	51,102,005	10,246,735	20.1	40.3
平成 18年度	51,713,048	10,775,335	20.8	41.7
平成 19年度	52,324,877	11,217,390	21.4	44.0
平成 20年度	52,877,802	11,841,278	22.4	45.0
平成 21年度	53,362,801	12,273,102	23.0	46.5
平成 22年度	—	12,747,680	23.9*	—

(注) 1. 世帯数は総務省、地震保険契約件数は損害保険料率算出機構による。

2. 付帯率は、各年度中に契約された火災保険契約(住宅物件)に対する地震保険契約が付帯されている割合である。

※ 平成22年度の世帯数は未だ公表されていないため、平成21年度の世帯数から算出した暫定値である。

参考：政府の地震再保険特別会計の概要

- ①地震は頻度、損害の規模等にバラツキがあり、数年程度の短期間では発生確率を安定的に見込めません。また、損害が時に異常巨大なものとなる可能性があり、損害保険会社のみで保険責任を負担することが困難です。
- ②このため地震保険は、超長期で収支相償を図り、制度の安定性を保つ必要があるため、政府が超長期の収支を考えうる立場において、民間の力の不足とすところを補うため、再保険を引き受けることで関与しています。
- ③特別会計としての区分経理の必要性は、一定の事業について受益と負担の関係等に着目するなどして収支を明らかにして政府の経理を明確にし、国民への説明責任を果たすことや、そのことを通じて、適正な受益者負担、事業収入の確保や歳出削減努力を促すことなどに求められます。
- ④地震再保険特別会計は、政府の再保険事業収支を明らかにするとともに、大地震の発生に際して、再保険金の支払いに支障が生じないよう弾力的に財政上の措置を講ずる必要があるとして昭和41年に設置されました。
- ⑤地震再保険特別会計の歳出目的は地震再保険金支払いに限定され、地震保険契約者から収納した保険料を歳入財源としているものであり、歳入と歳出を明確に対応して経理し、厳格に責任準備金の管理を行うことにより、国民への説明責任を果たしています。

CSR (企業の社会的責任)

社会貢献活動・地球環境問題

●平成23年東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)に対する義援金

当社は、社団法人日本損害保険協会を通じて、平成23年東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)の被災者の救援や被災地の復興に役立てていただくため、義援金を拠出いたしました。

また、被災地・被災者の支援を目的に、役職員から義援金を募った結果、全役職員から賛同を得て23万円の義援金が集まりました。それに災害義援金マッチングギフト制度による会社拠出分を合わせて総額46万円を日本経済新聞社の「東日本大震災 救援募金」に寄託し、日本赤十字社を通じて被災地にお送りしました。

●救命技能認定証の取得

地震をはじめとする各種災害発生時の負傷者救護や平時においても事故で負傷した方や急病者の応急手当に役立てるため、全ての役職員に対して財団法人東京救急協会「上級救命技能認定」の取得を義務づけています。

また、同認定取得者には3年毎の更新講習を受講させ、知識と技能のブラッシュアップを図っています。

●ボランティア

毎年、使用済み切手やプリペイドカード等を集め中央区福祉協議会を通じて社会福祉団体に送っています。

また、社会貢献として中央区の「花咲く街角(草花の植付け)」に参加し、花壇に草花の植付けやその管理を行う活動に加えて、「ゴミゼロ運動」にも参加し、地域の清掃活動を行っています。

また、社員のボランティア活動を支援するため最長で1ヶ月間の休暇が取得できるボランティア休暇制度を整備するとともに、社外では(財)さわやか福祉財団の法人会員となり同財団を支援しております。



●地球環境問題

当社では平成18年にISO14001環境マネジメントシステムを全社に導入し、地球環境保護活動を推進しております。平成22年度は新たに環境目標として「保管物の削減」を掲げ、文書保管期間の見直し等を行った結果、段ボール箱75箱相当分の削減を行いました。また、従来からの目標である「電気使用量の削減」、「コピー紙使用量の削減」についてもそれぞれ目標を大きく上回る前年度比13.7%と8.1%の削減を達成できました。

平成23年度は東北地方太平洋沖地震の影響による業務量増加により電気や紙の使用量を削減することが困難な状況ですが、引き続き電気や紙の使用量を極力抑え、一層の省エネルギー、省資源および資源のリサイクルにチャレンジしてまいります。

●夏期節電対策の取り組み

全国で使用電力の抑制が求められていることから、節電行動計画に基づき当社においても照明、空調、OA機器の使用制限など会社を挙げて節電対策に取り組んでいます。

損害保険業界としての社会貢献活動

当社は当社独自の社会貢献活動のほか、社団法人日本損害保険協会の一員として、「社会の安全・安心への貢献事業」に参画し、損保業界としての社会貢献活動に取り組んでいます。

主な取り組みは以下のとおりです。

●環境問題への取り組み

(1) 環境問題に関する目標

損保業界では、地球温暖化の大きな原因である二酸化炭素の削減および循環型社会形成に向けた廃棄物の削減に関する目標を定め、取り組んでいます。

(2) エコ安全ドライブの推進

環境にやさしく、安全運転にも効果がある「エコ安全ドライブ」の普及啓発のため、「エコ安全ドライブCLUB」の運営や自動車教習所でのビデオクリップ放映、各種リーフレット・ステッカーの作成・交付を行っています。

(3) リサイクル部品活用の推進

自動車の利用者に、自動車を修理する際に部品を交換するのではなく、できるだけ補修をすることで廃棄される部品を減らせることや、交換が必要な場合でも、新品ではなく、リサイクル部品を利用することで、廃棄物と同時に製造時に発生するCO₂排出量も減らせることを訴えるため、業界統一ロゴを作成し、チラシや専用ホームページで啓発をしています。



●防火・自然災害対策

(1) 地域の防災力・消防力強化への取り組み

① 軽消防自動車の寄贈

小型動力ポンプ付軽消防自動車を全国自治体や離島に寄贈しています。

② 防火標語の募集と防火ポスターの制作

防火意識の高揚、普及、啓発を目的として防火標語の募集を行い、入選作品である「全国統一防火標語」を掲載した防火ポスターを制作し、全国の消防署をはじめとする公共機関等に寄贈し、全国各地の防火意識の啓発・PR等に使用いただいております。

③ ハザードマップを活用した自然災害リスクの啓発

各市町村作成のハザードマップを通じて、洪水や地震などの自然災害リスクの周知・理解促進を行い、自然災害に対する備えの重要性を知ってもらう啓発活動を進めています。

(2) 地域の安全意識の啓発

① 実践的安全教育プログラム「ぼうさい探検隊」の普及

子どもたちが楽しみながらまちを探検し、まちにある防災、防犯、交通安全の施設等を発見してマップにまとめる実践的安全教育プログラムである「ぼうさい探検隊」の普及を通じ、安全教育の促進を図っています。

② 地域防災リーダーの育成

大学生が災害時に地域防災リーダーとして活躍してもらうことを目的として、作られた防災ボランティアプログラムの紹介・実践を通じ、地域防災リーダーの育成を図っています。

③ 幼児向けの防災教育カードゲーム「ぼうさいダック」の作成・普及

幼児向けに、遊びながら災害から身を守るポーズが学べるカードゲームを作成・普及し、防災意識の定着を図っています。



●交通安全対策

(1) 交通事故防止・被害者への支援

自賠責保険事業から生じた運用益を以下のような自動車事故防止対策・自動車事故被害者支援等に活用しています。

- ・自動車事故防止対策：高齢ドライバー教育拡充事業支援、事故多発交差点研究助成等
- ・自動車事故被害者支援：交通事故無料法律相談の事業支援等
- ・救急医療体制の整備：高規格救急自動車の寄贈、ドクターヘリ体制整備補助等
- ・自動車事故の医療に関する研究支援
- ・適正な保険金支払のための医療研修等



(2) 飲酒運転防止の取組み

飲酒運転を許さない社会の構築と飲酒運転事故撲滅を目指して、冊子「飲酒運転防止マニュアル」の作成や講習会への講師派遣、イベント等における啓発展示等の活動を行っています。



(3) 啓発活動

① ウェブサイト「全国交通事故多発交差点マップ」の啓発

事故の多い交差点(その付近も含む)での事故防止を目的に、47都道府県単位で事故の多い交差点5箇所の特徴や注意点等をまとめた「全国交通事故多発交差点マップ」を社団法人日本損害保険協会のウェブサイトで公開しています。

② 自転車事故の防止

自転車事故の実態やルールとマナーを解説し、また、事故に備える保険や自転車事故による高額賠償事例を紹介した冊子「知っていますか？自転車の事故」や「小学生のための自転車安全教室～たのしくまなぶルールやマナー～」を作成して、自転車事故防止の啓発を行っています。

●犯罪防止対策

(1) 盗難防止の日(10月7日)の取組み

社団法人日本損害保険協会では、自動車盗難、車上ねらい、住宅侵入盗難に対する防止啓発として2003年から10月7日を「盗難防止の日」と定め、例年、全国47都道府県の約60ヶ所の街頭で損保社員、警察などと共に盗難防止チラシとノベルティを配布し、盗難防止を訴えています。

(2) 自動車盗難の防止

社団法人日本損害保険協会では、2001年の発足当初から官民合同プロジェクトチームに民間事務局として参画し盗難対策に取り組み、また、イモビライザ(自動車盗難防止装置)の標準装備や防犯性能の高いカーナビの普及などを実現するため、関係省庁・団体に要望提言を行っています。

(3) 啓発活動

犯罪や事故について大人と子どもが一緒に考えることで防犯意識を高めることを目的に「子供を犯罪・事故から守る手引き」を作成しています。また、身近に起こる犯罪対策と防犯活動を取りまとめた「くらしの防犯カルテ」や防犯啓発ビデオも作成しています。

資料編

会社の概要

会社の沿革	38
会社の組織	38
株主・株式の状況	38
株主総会議案等	39
役員の状況	40
従業員の状況	41

事業の概況

保険引受の状況	42
資産運用の状況	43
ソルベンシー・マージン情報	44

経理の状況

計算書類等	45
資産・負債の明細	48
損益の明細	50
時価情報等	51

用語の解説

	52
--	----

資料編

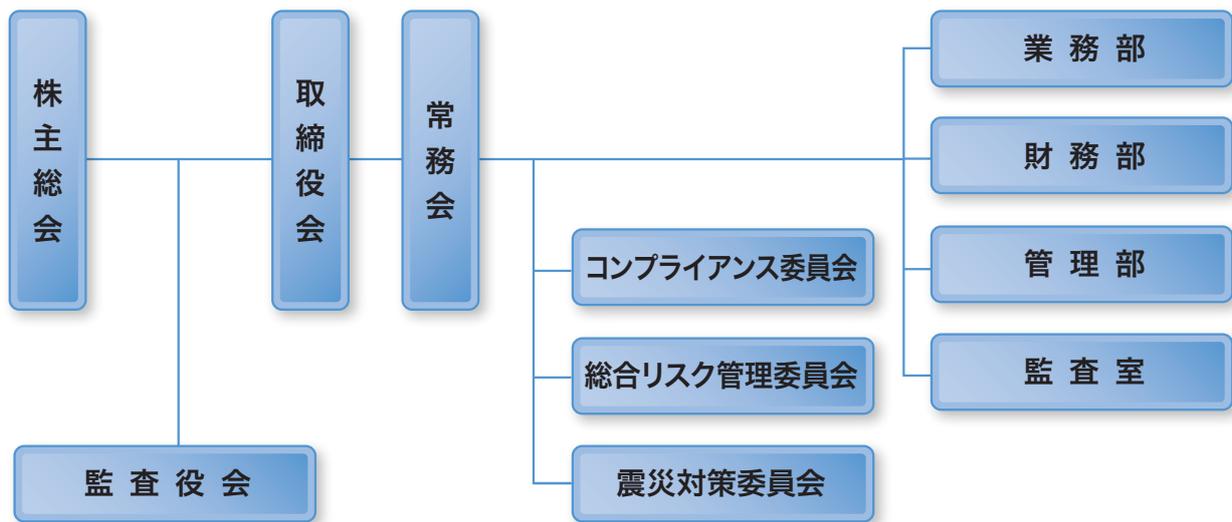
会社の概要

●会社の沿革

昭和 41年 5月30日	国内損害保険会社20社の出資により資本金10億円で東京都千代田区に会社設立
昭和 41年 6月 1日	地震保険事業免許を取得
昭和 41年 6月 1日	営業開始
平成 8年 7月 1日	所在地を東京都中央区に移転

●会社の組織

(平成23年3月31日現在)



●株主・株式の状況

(1)基本事項

(平成23年3月31日現在)

① 事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
② 定時株主総会	毎年4月1日から4ヶ月以内に開催
③ 公告方法	電子公告の方法により、< http://www.nihonjishin.co.jp >において掲載しております。

(2)株式状況

① 発行する株式の内容	普通株式
② 発行可能株式総数	2,000,000株
③ 発行済株式の総数	2,000,000株
④ 総株主数	11名

(3) 上位10名の株主

氏名又は名称	所有株式数	持株比率
東京海上日動火災保険株式会社	537千株	26.9%
三井住友海上火災保険株式会社	338千株	16.9%
株式会社損害保険ジャパン	321千株	16.1%
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	255千株	12.8%
日本興亜損害保険株式会社	208千株	10.4%
富士火災海上保険株式会社	123千株	6.2%
トーア再保険株式会社	93千株	4.7%
日新火災海上保険株式会社	61千株	3.1%
共栄火災海上保険株式会社	34千株	1.7%
朝日火災海上保険株式会社	8千株	0.4%

(4) 資本金の推移

(単位：億円)

年度	平成20年度末	平成21年度末	平成22年度末
資本金	10	10	10

● 株主総会議案等**(1) 臨時株主総会書面決議**

平成22年10月1日(金)付で臨時株主総会決議事項の提案が以下のとおり決議されました。

決議事項

- 第1号議案 監査役1名補充選任の件
本件は原案のとおり、横山隆美氏が選任され、就任いたしました。
- 第2号議案 退任監査役に対し記念品贈呈の件
本件は、原案のとおり承認可決されました。

(2) 第45期定時株主総会

第45期定時株主総会を、平成23年6月30日(木)に損保会館16階理事会室において開催しました。

報告事項および決議事項は以下のとおりです。

報告事項 第45期(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで) 事業報告および計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 取締役8名選任の件
本件は原案のとおり、若林勝三、鈴木秀夫、久保田光一、馬場忠、隅修三、柄澤康喜、櫻田謙悟、鈴木久仁の8氏が選任され、それぞれ就任いたしました。
- 第2号議案 監査役2名補充選任の件
本件は原案のとおり、志謙敬、二宮雅也の2氏が選任され、それぞれ就任いたしました。
- 第3号議案 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件
本件は、原案のとおり承認可決されました。
- 第4号議案 退任取締役に対し記念品贈呈の件
本件は、原案のとおり承認可決されました。

● 役員 の 状 況

(平成23年7月1日現在)

役名および職名	氏名・生年月日	略 歴	担当業務
取締役会長 (代表取締役)	わかばやし しょうぞう 若林 勝三 昭和18年11月23日	昭和42年 4月 大蔵省入省(現 財務省) 平成7年 5月 同省 国税庁次長 平成9年 7月 沖縄開発庁 振興局長(現 内閣府) 平成10年 6月 沖縄開発事務次官 平成13年 1月 日本証券業協会 常務理事 平成13年 7月 同協会 専務理事 平成16年 6月 当社 取締役会長(現職)	
取締役社長 (代表取締役)	すずき ひでお 鈴木 秀夫 昭和25年4月10日	昭和48年 4月 安田火災海上保険株式会社入社 (現 株式会社損害保険ジャパン) 平成14年10月 株式会社損害保険ジャパン 常務執行役員 平成18年 6月 同社 取締役専務執行役員 平成19年 4月 同社 代表取締役専務執行役員 平成20年 6月 当社 取締役社長(現職)	管理部 監査室 コンプライアンス 委員会 総合リスク管理 委員会
常務取締役 (代表取締役)	くぼ た こういち 久保田 光一 昭和23年8月18日	昭和48年 4月 住友海上火災保険株式会社入社 (現 三井住友海上火災保険株式会社) 平成17年 4月 三井住友海上火災保険株式会社 常務執行役員 平成20年 4月 同社 取締役常務執行役員 平成21年 4月 同社 常勤監査役 平成22年 4月 同社 特別顧問 平成22年 6月 当社 常務取締役(現職)	財務部 社長補佐(経理)
常務取締役 (代表取締役)	ばば ただし 馬場 忠 昭和28年8月7日	昭和52年 4月 安田火災海上保険株式会社入社 (現 株式会社損害保険ジャパン) 平成20年 7月 株式会社損害保険ジャパン執行役員経営企画部 担当部長 平成20年 9月 同社 執行役員国際企画部(シンガポール駐在) 担当部長兼経営企画部担当部長 平成23年 4月 同社 常務執行役員 平成23年 6月 当社 常務取締役(現職)	業務部 震災対策委員会 社長補佐(人事)
取 締 役 (非常勤)	すみ しゅうぞう 隅 修三 昭和22年7月11日	昭和45年 4月 東京海上火災保険株式会社入社 (現 東京海上日動火災保険株式会社) 平成19年 6月 東京海上日動火災保険株式会社 取締役社長(現職) 平成19年 6月 当社 取締役(現職)	
取 締 役 (非常勤)	からさわ やすよし 柄澤 康喜 昭和25年10月27日	昭和50年 4月 住友海上火災保険株式会社入社 (現 三井住友海上火災保険株式会社) 平成22年 4月 三井住友海上火災保険株式会社 取締役社長 社長執行役員(現職) 平成22年 6月 当社 取締役(現職)	
取 締 役 (非常勤)	さくらだ けんご 櫻田 謙悟 昭和31年2月11日	昭和53年 4月 安田火災海上保険株式会社入社 (現 株式会社損害保険ジャパン) 平成22年 6月 当社 取締役(現職) 平成22年 7月 株式会社損害保険ジャパン 取締役社長 社長執行役員(現職)	

役名および職名	氏名・生年月日	職歴	担当業務
取締役 (非常勤)	すずき ひさひと 鈴木 久仁 昭和25年9月15日	昭和48年 4月 大東京火災海上保険株式会社入社 (現 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社) 平成22年 4月 あいおい損害保険株式会社 取締役社長(現職) (現 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社) 平成22年 6月 当社 監査役 平成23年 6月 当社 取締役(現職)	
常勤監査役	し か ま たかし 志鎌 敬 昭和25年11月22日	昭和49年 4月 社団法人日本損害保険協会入社 平成19年 6月 同協会 常務理事 平成23年 6月 当社 常勤監査役(現職)	
監査役 (非常勤)	ふたみや まさや 二宮 雅也 昭和27年2月25日	昭和49年 4月 日本火災海上保険株式会社入社 (現 日本興亜損害保険株式会社) 平成23年 6月 日本興亜損害保険株式会社 取締役社長 社長執行役員(現職) 平成23年 6月 当社 監査役(現職)	
監査役 (非常勤)	よこやま たかよし 横山 隆美 昭和27年12月18日	昭和51年 4月 A I U株式会社(現A I U保険会社)入社 平成22年 6月 富士火災海上保険株式会社 取締役兼代表執行役社長兼COO(現職) 平成22年 10月 当社 監査役(現職)	
監査役 (非常勤)	ふくしま ひろし 福嶋 寛 昭和23年4月9日	昭和46年 4月 東亜火災海上再保険株式会社入社 (現 トーア再保険株式会社) 平成21年 6月 トーア再保険株式会社 取締役社長(現職) 平成21年 6月 当社 監査役(現職)	

●従業員の状況

(平成23年3月31日現在)

従業員数	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与
25名	42.2歳	13.7年	7,958,071円

- (注) 1. 従業員数は就業人員数です。
2. 平均年間給与は、賞与および基準外賞金を含んでいます。
3. 従業員には、使用人兼取締役、退職者、派遣社員を含んでいません。

事業の概況

● 保険引受の状況(種目：地震)

(1) 正味収入保険料等

(単位：百万円)

区分	年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
受再保険料		145,445	151,353	152,182
解約返戻金		3,241	2,464	2,324
受再正味保険料(A)		141,271	148,349	149,634
支払再保険料(B)		74,145	76,123	78,102
正味収入保険料(A-B)		67,126	72,225	71,532

(注) 1. 解約返戻金…受再保険の解約返戻金です。
2. 受再正味保険料…受再保険料から解約返戻金、その他返戻金を控除したものです。
3. 正味収入保険料…受再正味保険料から支払再保険料を控除したものです。

(2) 国内契約・海外契約別の収入保険料の割合

区分	年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
国内契約		100%	100%	100%

(3) 正味支払保険金等

(単位：百万円)

区分	年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
受再正味保険金(A)		9,350	5,544	1,033
回収再保険金(B)		—	—	—
正味支払保険金(A-B)		9,350	5,544	1,033

(注) 1. 受再正味保険金…受再契約の支払保険金から保険金戻入を控除したものです。
2. 正味支払保険金…受再契約の支払保険金から回収再保険金を控除したものです。

(4) 正味損害率、正味事業費率及びその合算率

(単位：百万円)

区分	年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
正味損害率		16.0%	8.6%	1.8%
保険引受に係る事業費 (保険引受に係る営業費及び一般管理費)		29,897 (474)	31,381 (509)	31,740 (503)
(諸手数料及び集金費)		(29,423)	(30,872)	(31,236)
正味事業費率		44.5%	43.4%	44.4%
合算率		60.5%	52.0%	46.2%

(注) 1. 正味損害率…(正味支払保険金+損害調査費)÷正味収入保険料
2. 正味事業費率…(保険引受に係る営業費及び一般管理費+諸手数料及び集金費)÷正味収入保険料
3. 合算率=正味損害率+正味事業費率

(5) 出再控除前の発生損害率、事業費率及びその合算率

該当ありません。

(6) 損害率の上昇に対する経常利益または経常損失の額の変動

地震保険については、ノーロス・ノープロフィットの原則に基づき、増加する発生保険金は責任準備金の取崩により相殺しているため変動はありません。

(7) 保険引受利益

(単位：百万円)

区分	年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
保険引受収益		70,546	79,278	148,490
保険引受費用		69,884	77,828	147,002
営業費及び一般管理費		474	509	503
その他の収支		△187	△941	△984
保険引受利益		—	—	—

(注) 1. 上記の営業費及び一般管理費は、損益計算書における営業費及び一般管理費のうち保険引受に係る金額です。
2. その他の収支は、地震保険損益計算における法人税等相当額です。

(8) 出再を行った再保険者の数と出再保険料上位5社の割合

区分	年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
出再先保険会社の数		17社	17社	15社
出再保険料のうち上位5社の出先に集中している割合		77.5%	77.5%	81.9%

(注) 出再先保険会社の数は、特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者(プール出再を含む)を対象としています。

(9) 出再保険料の格付け毎の割合

該当ありません。

(10) 契約者配当金

該当ありません。

(11) 期首時点の支払備金(見積額)の当期末状況(ラン・オフ・リザルト)

地震保険を対象としておりません。

(12) 事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移

地震保険を対象としておりません。

●資産運用の状況

(1)資産運用方針

当社は大地震の際には多額の再保険金を迅速に支払う必要があるため、換金性を重視することを大前提とし、これに危険準備金の増加をはかるための収益性を加味して運用することを基本方針としています。また、取引執行部門とは独立したリスク管理部門が各種リスクを把握し、管理しています。

(2)運用資産

(単位：百万円)

区分	年度	平成20年度末		平成21年度末		平成22年度末	
		金額	構成比 %	金額	構成比 %	金額	構成比 %
預貯金		24,275	2.4	22,352	2.0	10,409	0.9
コールローン		8,819	0.9	28,254	2.6	319,586	27.7
買入金銭債権		-	-	-	-	-	-
金銭の信託		13,495	1.3	13,692	1.3	-	-
有価証券		953,118	93.9	1,006,947	92.2	805,223	69.8
建物		41	0.0	40	0.0	37	0.0
運用資産計		999,749	98.5	1,071,286	98.1	1,135,256	98.4
総資産		1,015,053	100.0	1,092,272	100.0	1,154,108	100.0

(3)利息及び配当金収入と運用資産利回り(インカム利回り)

(単位：百万円)

区分	年度	平成20年度		平成21年度		平成22年度	
		金額	利回り %	金額	利回り %	金額	利回り %
預貯金		236	0.76	219	0.61	169	0.45
コールローン		27	0.29	11	0.07	20	0.06
買入金銭債権		3	0.87	-	-	-	-
金銭の信託		91	0.66	86	0.63	50	0.40
有価証券		13,956	1.52	16,991	1.76	15,734	1.55
建物		-	-	-	-	-	-
合計		14,315	1.47	17,309	1.67	15,975	1.46

(注) 運用資産利回り(インカム利回り) …資産運用に係る成果を、インカム収入(利息及び配当金収入)の観点から示す指標(従来から開示)。分子は運用資産に係る利息及び配当金収入、分母は取得原価をベースとした利回り。

- ・分子=利息及び配当金収入(金銭の信託運用益(損)中の利息及び配当金収入に相当する額を含む。)
- ・分母=取得原価又は償却原価による平均残高

(4)資産運用利回り(実現利回り)

(単位：百万円)

区分	年度	平成21年度			平成22年度		
		分子の額 (実現ベース)	分母の額 (取得原価ベース)	利回り %	分子の額 (実現ベース)	分母の額 (取得原価ベース)	利回り %
預貯金		219	35,819	0.61	169	37,412	0.45
コールローン		11	16,691	0.07	20	35,101	0.06
買入金銭債権		-	-	-	-	-	-
金銭の信託		△72	13,750	△0.52	△218	12,604	△1.73
有価証券		17,011	967,658	1.76	15,676	1,011,852	1.55
公社債		5,372	542,992	0.99	6,121	589,258	1.04
株式		-	-	-	-	-	-
外国証券		11,968	415,507	2.88	9,898	419,477	2.36
その他の証券		△329	9,158	△3.6	△343	3,116	△11.01
貸付金		-	-	-	-	-	-
建物		-	42	-	-	40	-
金融派生商品		9,326	-	-	17,035	-	-
その他		△13,617	-	-	△19,572	-	-
合計		12,879	1,033,962	1.25	13,112	1,097,011	1.20

(注) 1. 資産運用利回り(実現利回り) …資産運用に係る成果を、当期の期間損益(損益計算書)への寄与の観点から示す指標。分子は実現損益、分母は取得原価をベースとした利回り。

- ・分子=資産運用収益+積立保険料等運用益-資産運用費用
- ・分母=取得原価又は償却原価による平均残高
- 2. 金融派生商品は主に為替予約、その他は主に外貨建債の為替に係る損益です。当社では外貨建債に係る為替変動リスクをヘッジする目的で為替予約取引等を行っています。

(5)(参考)時価総合利回り

(単位：百万円)

区分	年度	平成21年度			平成22年度		
		分子の額 (時価ベース)	分母の額 (時価ベース)	利回り %	分子の額 (時価ベース)	分母の額 (時価ベース)	利回り %
預貯金		219	35,819	0.61	169	37,412	0.45
コールローン		11	16,691	0.07	20	35,101	0.06
買入金銭債権		-	-	-	-	-	-
金銭の信託		124	13,495	0.92	△160	12,546	△1.28
有価証券		29,921	970,987	3.08	7,870	1,028,090	0.77
公社債		8,113	546,170	1.49	3,563	595,176	0.60
株式		-	-	-	-	-	-
外国証券		22,047	416,011	5.30	4,385	430,061	1.02
その他の証券		△240	8,805	△2.73	△78	2,852	△2.77
貸付金		-	-	-	-	-	-
建物		-	42	-	-	40	-
金融派生商品		9,326	-	-	17,035	-	-
その他		△13,617	-	-	△19,572	-	-
合計		25,986	1,037,036	2.51	5,364	1,113,191	0.48

(注) 1. 時価総合利回り…時価ベースでの運用効率を示す指標。分子は実現損益に加えて時価評価差額の増減を反映させ、分母は時価をベースとした利回り。

- ・分子=(資産運用収益+積立保険料等運用益-資産運用費用)
+ (当期末評価差額※-前期末評価差額※)+繰延ヘッジ損益増減
- ・分母=取得原価又は償却原価による平均残高+その他の有価証券に係る前期末評価差額※
+売買目的有価証券に係る前期末評価損益
- ※税効果控除前の金額による。
- 2. 金融派生商品は主に為替予約、その他は主に外貨建債の為替に係る損益です。当社では外貨建債に係る為替変動リスクをヘッジする目的で為替予約取引等を行っています。

(6)海外投融資

(単位：百万円)

区分	年度	平成20年度末		平成21年度末		平成22年度末	
		金額	構成比 %	金額	構成比 %	金額	構成比 %
外貨建							
外国公社債		221,324	60.0	270,894	63.6	152,723	48.4
円貨建							
外国公社債		147,827	40.0	154,918	36.4	162,901	51.6
合計		369,151	100.0	425,813	100.0	315,624	100.0
海外投融資利回り							
運用資産利回り(インカム利回り)			2.81%		2.80%		2.41%
資産運用利回り(実現利回り)			2.81%		2.88%		2.36%
(参考)時価総合利回り			2.97%		5.30%		1.02%

(注) 「海外投融資利回り」は、海外投融資に係る資産について、「(3)利息及び配当金収入と運用資産利回り(インカム利回り)」、「(4)資産運用利回り(実現利回り)」と同様の方法により算出したものであります。

●ソルベンシー・マージン情報（保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率）

（単位：百万円）

区分	年度	平成21年度末	平成22年度末
(A)	ソルベンシー・マージン総額	506,735	430,847
	資本金等 (純資産の部の合計から社外流出予定額、繰延資産及び評価・換算差額等を控除した額)	1,616	1,620
	価格変動準備金	7	5
	危険準備金	—	—
	異常危険準備金	496,708	424,401
	一般貸倒引当金	—	—
	その他有価証券の評価差額 (税効果控除前)	8,403	4,464
	土地の含み損益	—	—
	払戻積立金超過額	—	—
	負債性資本調達手段等	—	—
	控除項目	—	—
	その他	—	354
(B)	リスクの合計額 $\sqrt{(R1+R2)^2+(R3+R4)^2+R5+R6}$	626,848	690,852
	一般保険リスク (R1)	—	—
	第三分野保険の保険リスク (R2)	—	—
	予定利率リスク (R3)	—	—
	資産運用リスク (R4)	8,957	8,692
	経営管理リスク (R5)	12,291	13,546
	巨大災害リスク (R6)	605,600	668,614
(C)	ソルベンシー・マージン比率 $((A)/\{(B)\times 1/2\})\times 100$	161.6%	124.7%

(注) 上記の金額及び数値は、保険業法施行規則第86条及び第87条ならびに平成8年大蔵省告示第50号の規定にもとづいて算出しています。

ソルベンシー・マージン比率

・損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てていますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。

・こうした「通常の予測を超える危険」を示す「リスクの合計額」(表の(B))に対する「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」(すなわちソルベンシー・マージン総額：表の(A))の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが、「ソルベンシー・マージン比率」(上表の(C))です。

・「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額です。

①保険引受上の危険： (一般保険リスク) *家計地震保険を除く (第三分野保険の保険リスク)	保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険(巨大災害に係る危険を除く)
②予定利率上の危険： (予定利率リスク)	実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回るにより発生し得る危険
③資産運用上の危険： (資産運用リスク)	保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等
④経営管理上の危険： (経営管理リスク)	業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記①～③および⑤以外のもの
⑤巨大災害に係る危険： (巨大災害リスク)	通常の予測を超える巨大災害(関東大震災や伊勢湾台風相当)により発生し得る危険

・「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」(ソルベンシー・マージン総額)とは、損害保険会社の純資産(社外流出予定額等を除く)、諸準備金(価格変動準備金・異常危険準備金等)、土地の含み益の一部等の総額です。

・ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用する指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

当社は、「地震保険に関する法律」にもとづき政府と地震保険再保険契約を締結しており、かつ同法に、政府は保険金支払のための資金のあっせん・融通に努める旨定めているなど特別の事業形態となっていることから、保険業法第132条第2項に規定する区分等を定める命令第3条第4項(注)により、当社のソルベンシー・マージン比率の数値は、上記水準の如何にかかわらず、行政当局が行う改善命令等の発動基準の数値としては使用しないことになっています。

(注) 条文は、次のとおりです。

「保険会社が地震保険に関する法律(昭和41年法律第73号)第3条第1項(政府の再保険)に規定する再保険契約を政府との間で締結している場合には、当該保険会社について、当該保険会社が該当する前条第1項の表の区分に応じた命令は、同表の非対象区分に掲げる命令とする。」

【参考】平成23年度末(平成24年3月31日)から適用される新基準による数値

(単位：百万円)

区分	年度	平成22年度末
(A)	ソルベンシー・マージン総額	430,847
	資本金等 (純資産の部の合計から社外流出予定額、繰延資産及び評価・換算差額等を控除した額)	1,620
	価格変動準備金	5
	危険準備金	—
	異常危険準備金	424,401
	一般貸倒引当金	—
	その他有価証券の評価差額 (税効果控除前)	4,464
	土地の含み損益	—
	払戻積立金超過額	—
	負債性資本調達手段等	—
	払戻積立金超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	—
	控除項目	—
	その他	354
(B)	リスクの合計額 $\sqrt{(R1+R2)^2+(R3+R4)^2+R5+R6}$	700,369
	一般保険リスク (R1)	—
	第三分野保険の保険リスク (R2)	—
	予定利率リスク (R3)	—
	資産運用リスク (R4)	18,022
	経営管理リスク (R5)	13,732
	巨大災害リスク (R6)	668,614
(C)	ソルベンシー・マージン比率 $((A)/\{(B)\times 1/2\})\times 100$	123.0%

・ソルベンシー・マージン比率の信頼性にかかる一層の向上の観点から、ソルベンシー・マージン比率の算出にかかる法令等が改正され、平成23年度末(平成24年3月31日)から新基準(注)が適用されます。適用開始までの間、新基準に基づいて算出したソルベンシー・マージン比率を参考表示します。

・なお、新基準のソルベンシー・マージン比率は、リスク計測の厳格化等により、現行基準に比べ低下する場合がありますが、現行制度と同様、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

(注) 「新基準」とは、現行基準に平成22年4月20日付内閣府令第23号及び金融庁告示第48号(平成24年3月31日)の改定内容を反映したものです。

経理の状況

● 計算書類等

当社は、会社法第436条第2項第1号の規定にもとづき、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書については、会計監査人である新日本有限責任監査法人の監査を受けています。

(1) 貸借対照表

(資産の部) (単位：百万円)

科目	年度		年度	
	平成21年度 (平成22年3月31日現在)		平成22年度 (平成23年3月31日現在)	
	金額	構成比%	金額	構成比%
現金及び預貯金	22,352	2.0	10,409	0.9
預貯金	22,352		10,409	
コールローン	28,254	2.6	319,586	27.7
金銭の信託	13,692	1.3	-	
有価証券	1,006,947	92.2	805,223	69.8
国債	457,324		414,095	
地方債	80		-	
社債	120,593		75,503	
外国証券	425,813		315,624	
その他の証券	3,135		-	
有形固定資産	67	0.0	52	0.0
建物	40		37	
その他の有形固定資産	26		14	
無形固定資産	334	0.0	253	0.0
ソフトウェア	334		253	
その他の無形固定資産	0		0	
その他資産	20,547	1.9	18,512	1.6
再保険貸	8,628		8,416	
未収金	7		3,720	
未収収益	5,265		3,662	
預託金	54		52	
仮払金	119		73	
金融派生商品	6,472		2,466	
その他の資産	-		119	
繰延税金資産	76	0.0	71	0.0
資産の部合計	1,092,272	100.0	1,154,108	100.0

(負債の部) (単位：百万円)

科目	年度		年度	
	平成21年度 (平成22年3月31日現在)		平成22年度 (平成23年3月31日現在)	
	金額	構成比%	金額	構成比%
保険契約準備金	586,241	53.7	630,899	54.7
支払準備金	420		114,918	
責任準備金	585,820		515,981	
受託金	473,207	43.3	500,250	43.3
その他負債	14,885	1.4	12,772	1.1
再保険借	5,507		5,632	
未払法人税等	952		601	
預り金	2		3	
未払金	1,144		999	
金融派生商品	7,278		5,535	
退職給付引当金	110	0.0	102	0.0
役員退職慰労引当金	13	0.0	15	0.0
賞与引当金	18	0.0	17	0.0
特別法上の準備金	7	0.0	5	0.0
価格変動準備金	7		5	
地震保険評価差額金	16,154	1.5	8,410	0.7
負債の部合計	1,090,639	99.9	1,152,474	99.9

(純資産の部) (単位：百万円)

科目	年度		年度	
	平成21年度 (平成22年3月31日現在)		平成22年度 (平成23年3月31日現在)	
	金額	構成比%	金額	構成比%
資本金	1,000	0.1	1,000	0.1
利益剰余金	622	0.1	625	0.1
利益準備金	1		1	
その他利益剰余金	621		624	
特別積立金	17		17	
価格変動特別積立金	39		39	
繰越利益剰余金	564		568	
自己株式	△5	△0.0	△5	△0.0
株主資本合計	1,616	0.2	1,620	0.1
その他有価証券評価差額金	16	0.0	14	0.0
評価・換算差額等合計	16	0.0	14	0.0
純資産の部合計	1,633	0.1	1,634	0.1
負債及び純資産の部合計	1,092,272	100.0	1,154,108	100.0

平成22年度の注記事項

- 有価証券の評価基準、評価方法及び表示方法
 - その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、期末日の市場価格等に基づく時価法により行っています。
 - その他有価証券のうち時価を把握することが極めて困難と認められるものの評価は、移動平均法に基づく原価法又は償却原価法により行っています。
 - 地震保険の責任準備金及び地震保険に係る受託金に対応する資産の評価差額について、税効果控除前の額を、保険業法施行規則に基づき、負債の部に「地震保険評価差額金」として表示しています。それ以外の評価差額については税効果控除後の額を全部純資産直入法により処理し、純資産の部に表示しています。また、売却原価の算定は移動平均法に基づいています。
- 金銭の信託の評価基準及び評価方法
 - 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っています。
 - 運用目的及び満期保有目的のいずれにも該当しない有価証券の保有を目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、その他有価証券と同じ方法により行っています。
- デリバティブ取引の評価は、時価法により行っています。
- 有形固定資産の減価償却は、定率法により行っていますが、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法により行っています。
- 無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却は、社内の利用可能期間(5年)に基づく定額法により行っています。
- 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算は、外貨建取引等会計処理基準を適用しています。
- 引当金の計上基準
 - 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に基づき、次のとおり計上しています。

破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を引き当てることとしています。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しています。また、全ての債権は資産の自己査定基準に基づき財務部が資産査定を実施し、当該部署から独立した管理部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の計上を行っています。

なお、当期は引当の対象となる資産がないため計上を行っていません。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

なお、退職給付債務は、自己都合退職による期末要支給額を基に計算する簡便法により算出しています。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づき当期末要支給額を計上しています。

(4) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員の賞与に充てるため、支給見込額基準により算出しています。

(5) 価格変動準備金

価格変動準備金は株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しています。

8. 金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は再保険金の支払いに備え、価格変動リスク・信用リスク・流動性リスクの小さいこと、即ち健全性を第一とし、これに収益性を加味した資産運用を行っています。このため当社が保有する金融資産は、主に内外の高格付の中期債であり、各リスクについては定期的な時価や信用情報を把握、管理しています。

デリバティブ取引は、主に外貨建債券の為替変動リスクに対する先物為替予約で、実需の範囲内で行うこととしています。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位：百万円)

科目	貸借対照表計上額	時 価	差 額
①コールローン	319,586	319,586	—
②有価証券 その他有価証券	805,223	805,223	—
③デリバティブ取引(※)	(3,068)	(3,068)	—

(※)その他資産及びその他負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しています。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で表示しています。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

①コールローン

短期間で決済されるため、当該帳簿価額によっています。

②有価証券

時価は原則として市場価格等に基づいており、日本証券業協会の売買統計参考値、外部業者(外部ベンダー、ブローカー)より入手しています。

③デリバティブ取引

取引先の金融機関から提示された価格によっています。

9. 消費税等の会計処理は税抜方式によっています。ただし、損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっています。なお、資産に係る控除対象外消費税等は仮払金に計上し、5年間で均等償却を行っています。

10. 責任準備金の内訳項目である危険準備金は、責任準備金の算出方法書に基づき、正味純保険料の額と資産の運用によって生じた利益から法人税等相当額を除いた額を累積して積み立てています。

11. 所有権移転外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

12. 有形固定資産の減価償却累計額は、143百万円です。

13. 繰延税金資産の総額は85百万円、繰延税金負債の総額は7百万円です。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は5百万円です。繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳は、未払事業税19百万円、未払地方人特別税14百万円、退職給付引当金37百万円、賞与引当金6百万円、価格変動準備金2百万円です。繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金7百万円です。

14. 1株当たりの純資産額は821円81銭です。算定の基礎である純資産額は1,634百万円、普通株式に係る純資産額は1,634百万円。普通株式の当期末株式数は1,988千株です。

15. 会計方針の変更

当会計期間から「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。

なお、これによる影響はありません。

16. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。

(2) 損益計算書

(単位：百万円)

科目	年度	平成21年度 (平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで)	平成22年度 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)
	金額	金額	金額
経常収益		99,464	175,903
保険引受収益		79,278	148,490
正味収入保険料		72,225	71,532
積立保険料等運用益		7,052	7,118
責任準備金戻入額		—	69,839
資産運用収益		20,186	27,413
利息及び配当金収入		17,222	15,924
金銭の信託運用益		86	50
有価証券売却益		582	1,501
金融派生商品収益		9,326	17,035
その他運用収益		21	19
積立保険料等運用益振替		△7,052	△7,118
その他経常収益		0	0
経常費用		98,512	174,913
保険引受費用		77,828	147,002
正味支払保険金		5,544	1,033
損害調査費		653	235
諸手数料及び集金費		30,872	31,236
支払備金繰入額		192	114,497
責任準備金繰入額		40,565	—
資産運用費用		14,359	21,419
金銭の信託運用損		158	268
有価証券売却損		562	1,558
為替差損		13,550	19,523
その他運用費用		88	68
営業費及び一般管理費		1,007	1,013
その他経常費用		5,317	5,477
支払利息		5,317	5,477
経常利益		951	990
特別利益		0	1
価格変動準備金戻入額		0	1
特別損失		0	—
固定資産処分損		0	—
税引前当期純利益		951	992
法人税及び住民税		950	982
法人税等調整額		△4	6
法人税等合計		946	988
当期純利益		5	3

平成22年度の注記事項

1. 正味収入保険料の内訳は次のとおりです。

収入保険料	149,634百万円
支払再保険料	78,102百万円
差引	71,532百万円

2. 利息及び配当金収入の内訳は次のとおりです。

預貯金利息	169百万円
コールローン利息	20百万円
有価証券利息	15,734百万円
差引	15,924百万円

3. 金融派生商品収益中の評価損益は3,068百万円の損です。

4. 1株当たりの当期純利益は1円80銭です。算定上の基礎である当期純利益は3百万円、普通株式に係る当期純利益は3百万円、普通株式の期中平均株式数は1,988千株です。

5. 当期末における法定実効税率は36.21%、税効果会計適用後の法人税等の負担率は99.64%であり、この差異の主な内訳は、危険準備金有税繰入額の損金不算入額67.70%、危険準備金に係る広告宣伝費用損金算入額△4.43%です。

6. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。

(3) キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科目	年度	平成21年度 平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで	平成22年度 平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで
	金額	金額	金額
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前当期純利益(△は損失)	951	992	
減価償却費	83	96	
支払備金の増減額(△は減少)	192	114,497	
責任準備金の増減額(△は減少)	40,565	△69,839	
受託金の増減額(△は減少)	26,320	27,043	
退職給付引当金の増減額(△は減少)	7	△7	
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	4	2	
賞与引当金の増減額(△は減少)	△1	△1	
価格変動準備金の増減額(△は減少)	△0	△1	
利息及び配当金収入	△17,222	△15,924	
有価証券関係損益(△は益)	△19	57	
為替差損益(△は益)	5,360	666	
有形固定資産関係損益(△は益)	0	—	
その他資産(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は増加)	△120	△3,453	
その他負債(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は減少)	610	△18	
その他	△8,446	2,255	
小計	48,285	56,363	
利息及び配当金の受取額	15,664	17,526	
法人税等の支払額	△298	△1,326	
営業活動によるキャッシュ・フロー	63,651	72,562	
投資活動によるキャッシュ・フロー			
預貯金の純増減額(△は増加)	2,500	12,800	
金銭の信託の減少による収入	—	13,750	
有価証券の取得による支出	△275,224	△443,199	
有価証券の売却・償還による収入	229,340	636,394	
その他	—	△119	
資産運用活動計	△43,383	219,626	
(営業活動及び資産運用活動計)	(20,267)	(292,189)	
有形固定資産の取得による支出	△11	—	
その他	△243	—	
投資活動によるキャッシュ・フロー	△43,639	219,626	
財務活動によるキャッシュ・フロー			
現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—	
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	20,012	292,189	
現金及び現金同等物期首残高	10,294	30,306	
現金及び現金同等物期末残高	30,306	322,495	

注記事項

- 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係
(単位：百万円)
(平成22年3月31日現在) (平成23年3月31日現在)
- | | | |
|-----------------|------------|----------|
| 現金及び預貯金 | 22,352 | 10,409 |
| コールローン | 28,254 | 319,586 |
| 有価証券 | 1,006,947 | 805,223 |
| 預入期間が3ヶ月を超える預貯金 | △20,300 | △7,500 |
| 現金同等物以外の有価証券 | △1,006,947 | △805,223 |
| 現金及び現金同等物 | 30,306 | 322,495 |
- 投資活動によるキャッシュ・フローには、保険事業に係る資産運用業務から生じるキャッシュ・フローを含んでいます。

(4) 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

科目	年度	平成21年度 平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで	平成22年度 平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで
	金額	金額	金額
株主資本			
資本金			
前期末残高	1,000	1,000	
当期変動額	—	—	
新株の発行	—	—	
当期変動額合計	—	—	
当期末残高	1,000	1,000	
利益剰余金			
利益準備金			
前期末残高	1	1	
当期変動額	—	—	
剰余金の配当	—	—	
当期変動額合計	—	—	
当期末残高	1	1	
その他利益剰余金			
特別積立金			
前期末残高	17	17	
当期変動額	—	—	
当期変動額合計	—	—	
当期末残高	17	17	
価格変動特別積立金			
前期末残高	39	39	
当期変動額	—	—	
当期変動額合計	—	—	
当期末残高	39	39	
繰越利益剰余金			
前期末残高	559	564	
当期変動額	—	—	
剰余金の配当	—	—	
当期純利益	5	3	
当期変動額合計	5	3	
当期末残高	564	568	
利益剰余金合計			
前期末残高	617	622	
当期変動額	—	—	
剰余金の配当	—	—	
当期純利益	5	3	
当期変動額合計	5	3	
当期末残高	622	625	
自己株式			
前期末残高	△5	△5	
当期変動額	—	—	
自己株式の処分	—	—	
当期変動額合計	—	—	
当期末残高	△5	△5	
株主資本合計			
前期末残高	1,611	1,616	
当期変動額	—	—	
新株の発行	—	—	
剰余金の配当	—	—	
当期純利益	5	3	
自己株式の処分	—	—	
当期変動額合計	5	3	
当期末残高	1,616	1,620	
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	6	16	
当期変動額	—	—	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	10	△2	
当期変動額合計	10	△2	
当期末残高	16	14	

科目	年度	平成21年度 平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで	平成22年度 平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで
		金額	金額
評価・換算差額等合計			
前期末残高		6	16
当期変動額			
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)		10	△2
当期変動額合計		10	△2
当期末残高		16	14
純資産合計			
前期末残高		1,617	1,633
当期変動額			
新株の発行		—	—
剰余金の配当		—	—
当期純利益		5	3
自己株式の処分		—	—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)		10	△2
当期変動額合計		15	0
当期末残高		1,633	1,634

(注) 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:株)

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,000,000	—	—	2,000,000
合計	2,000,000	—	—	2,000,000
自己株式				
普通株式	11,400	—	—	11,400
合計	11,400	—	—	11,400

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項
該当事項はありません。
3. 配当に関する事項
該当事項はありません。

(5) 1株当たりの配当等及び1人当たりの総資産額 (単位:百万円)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
1株当たり配当金	—	—	—
1株当たり当期純利益	6.30円	2.58円	1.80円
配当性向	—	—	—
1株当たり純資産額	813.57円	821.32円	821.81円
従業員1人当たり総資産額	36,251	42,010	46,164

(注) 1. 1株当たり当期純利益は $\frac{\text{当期純利益}}{\text{期中平均株数(加重平均)}}$ により算出しています。

2. 1株当たり情報の計算については、自己株式数を控除して算出しています。

3. 従業員1人当たり総資産額は $\frac{\text{期末総資産}}{\text{期末従業員数}}$ により算出しています。

●資産・負債の明細

(1) 預貯金

(単位:百万円)

	平成20年度末	平成21年度末	平成22年度末
預貯金	24,275	22,352	10,409
(普通預金)	(1,475)	(2,052)	(2,909)
(定期預金)	(22,800)	(20,300)	(7,500)

(2) 商品有価証券・同平均残高・同売買実績

該当ありません。

(3) 有価証券の内訳

(単位:百万円)

区分	年度	平成20年度末		平成21年度末		平成22年度末	
		金額	構成比%	金額	構成比%	金額	構成比%
国債	412,278	43.3	457,324	45.4	414,095	51.4	
地方債	2,581	0.3	80	0.0	—	—	
社債	159,650	16.8	120,593	12.0	75,503	9.4	
株式	—	—	—	—	—	—	
外国証券	369,151	38.7	425,813	42.3	315,624	39.2	
その他の証券	9,456	1.0	3,135	0.3	—	—	
貸付有価証券	—	—	—	—	—	—	
合計	953,118	100.0	1,006,947	100.0	805,223	100.0	

(4) 有価証券利回り

(単位:%)

		平成20年度	平成21年度	平成22年度
運用資産利回り (インカム利回り)	公社債	0.94	0.99	0.95
	株式	—	—	—
	外国証券	2.81	2.80	2.41
	その他の証券	0.24	—	—
	合計	1.52	1.76	1.55
資産運用利回り (実現利回り)	公社債	0.94	0.99	1.04
	株式	—	—	—
	外国証券	2.81	2.88	2.36
	その他の証券	0.24	△3.60	△11.01
	合計	1.52	1.76	1.55
(参考) 時価総合利回り	公社債	1.14	1.49	0.60
	株式	—	—	—
	外国証券	2.97	5.30	1.02
	その他の証券	△1.84	△2.73	△2.77
	合計	1.69	3.08	0.77

(注) 公社債は、「国債」「地方債」及び「社債」の合計であります。

(5) 有価証券残存期間別残高

(単位:百万円)

区分	平成21年度末						合計
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	
国債	139,800	225,477	36,389	6,344	36,734	12,577	457,324
地方債	80	—	—	—	—	—	80
社債	44,528	54,001	20,437	104	1,521	—	120,593
株式	—	—	—	—	—	—	—
外国証券	54,596	219,828	115,466	23,655	12,267	—	425,813
その他の証券	—	—	—	—	—	3,135	3,135
貸付有価証券	—	—	—	—	—	—	—
合計	239,005	499,307	172,293	30,104	50,523	15,712	1,006,947

平成22年度末 (単位：百万円)

区分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	合計
国債	196,002	128,689	41,261	5,614	40,503	2,024	414,095
地方債	—	—	—	—	—	—	—
社債	29,698	43,870	415	1,518	—	—	75,503
株式	—	—	—	—	—	—	—
外国証券	72,255	151,415	59,386	20,300	12,266	—	315,624
その他の証券	—	—	—	—	—	—	—
貸付有価証券	—	—	—	—	—	—	—
合計	297,957	323,974	101,063	27,433	52,769	2,024	805,223

(6) 業種別保有株式

当社では株式の保有実績はありません。

(7) 貸付金関係

貸付金の残存期間別の残高、担保別貸付金残高、使途別の貸付金残高及び構成比、業種別の貸付残高及び貸付残高の合計に対する割合、規模別の貸付金残高及び貸付残高の合計に対する割合、貸付金償却額は該当ありません。

(8) リスク管理債権

該当ありません。

(9) 元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況

該当ありません。

(10) 資産の自己査定

当社は、資産の自己査定を行い、保有資産を個別に検討して、回収の危険性または価格の毀損の危険性の度合いに従って区分しています。平成23年3月末における分類資産(Ⅱ～Ⅳ分類)は発生しておりません。

(11) 有形固定資産

(単位：百万円)

区分	年度	平成20年度末	平成21年度末	平成22年度末
土地		—	—	—
(営業用)		(—)	(—)	(—)
(賃貸用)		(—)	(—)	(—)
建物		41	40	37
(営業用)		(41)	(40)	(37)
(賃貸用)		(—)	(—)	(—)
建物仮勘定		—	—	—
(営業用)		(—)	(—)	(—)
(賃貸用)		(—)	(—)	(—)
計		41	40	37
(営業用)		(41)	(40)	(37)
(賃貸用)		(—)	(—)	(—)
リース資産		—	—	—
その他の有形固定資産		37	26	14
合計		79	67	52

(12) 未収再保険金

該当ありません。

(13) 特別勘定に関する指標等

該当ありません。

(14) 保険契約準備金

(単位：百万円)

区分	年度	平成20年度末	平成21年度末	平成22年度末
支払準備金		228	420	114,918
責任準備金		545,255	585,820	515,981
(危険準備金)		(460,081)	(496,708)	(424,401)
(未経過保険料積立金)		(83,366)	(87,453)	(90,054)
(払戻積立金)		(1,808)	(1,659)	(1,524)
合計		545,484	586,241	630,899

(15) 責任準備金積立水準

対象とする契約がありません。

(16) 引当金明細表

平成21年度 (単位：百万円)

区分	平成20年度末 残高	平成21年度 増加額	平成21年度 減少額	平成21年度末 残高
一般貸倒引当金	—	—	—	—
個別貸倒引当金	—	—	—	—
特定海外債権引当金勘定	—	—	—	—
退職給付引当金	102	21	13	110
役員退職慰労引当金	9	4	0	13
賞与引当金	19	18	19	18
価格変動準備金	7	—	0	7
合計	139	44	34	150

平成22年度

(単位：百万円)

区分	平成21年度末 残高	平成22年度 増加額	平成22年度 減少額	平成22年度末 残高
一般貸倒引当金	—	—	—	—
個別貸倒引当金	—	—	—	—
特定海外債権引当金勘定	—	—	—	—
退職給付引当金	110	20	28	102
役員退職慰労引当金	13	4	2	15
賞与引当金	18	17	18	17
価格変動準備金	7	—	1	5
合計	150	42	50	141

(17) 資本金等明細

P47の株主資本等変動計算書をご参照ください。

● 損益の明細

(1) 有価証券売却益

(単位：百万円)

区分	年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
国債等		27	7	1,092
外国証券		—	574	408
合計		27	582	1,501

(2) 有価証券売却損

(単位：百万円)

区分	年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
国債等		6	329	920
外国証券		—	232	638
合計		6	562	1,558

(3) 有価証券評価損

該当ありません。

(4) 固定資産売却益

該当ありません。

(5) 固定資産処分損

(単位：百万円)

区分	年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
土地		—	—	—
建物		—	0	—
その他の有形固定資産		0	—	—
合計		0	0	—

(6) 事業費(含む損害調査費)

(単位：百万円)

区分	年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
人件費		474	378	350
物件費		1,673	1,085	702
税金		185	197	196
諸手数料及び集金費		29,423	30,872	31,236
合計		31,757	32,534	32,485

(注) 金額は損益計算書における損害調査費、営業費及び一般管理費ならびに諸手数料及び集金費の合計額です。このうち損害調査費は元受会社の損害調査に係る費用で、地震発生の状況により変動します。火災予防拠出金および交通事故予防拠出金、保険契約者保護機構に対する負担金は該当ありません。

(7) 減価償却費明細表

平成21年度

(単位：百万円)

資産の種類	取得原価	平成21年度償却額	償却累計額	平成21年度末残高	償却累計率%
有形固定資産					
建物	101	2	61	40	60.0
(営業用)	(101)	(2)	(61)	(40)	(60.0)
(賃貸用)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
その他の有形固定資産	95	20	68	26	72.2
計	196	23	129	67	65.9
無形固定資産					
ソフトウェア	409	60	75	334	18.4
その他の無形固定資産	0	0	0	0	86.9
計	410	60	75	334	18.4
合計	607	83	205	401	33.8

平成22年度

(単位：百万円)

資産の種類	取得原価	平成22年度償却額	償却累計額	平成22年度末残高	償却累計率%
有形固定資産					
建物	101	2	63	37	62.7
(営業用)	(101)	(2)	(63)	(37)	(62.7)
(賃貸用)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
その他の有形固定資産	94	11	80	14	84.6
計	196	14	143	52	73.4
無形固定資産					
ソフトウェア	407	81	153	253	37.8
その他の無形固定資産	0	0	0	0	91.9
計	407	81	154	253	37.9
合計	603	96	298	305	49.4

●時価情報等

(1)金融商品関係

金融商品の状況に関する事項および金融商品の時価等に関する事項については、「貸借対照表の注記8(46ページ)」をご参照下さい。

(2)有価証券関係

①売買目的有価証券
該当ありません。

②満期保有目的の債券
該当ありません。

③その他有価証券

平成21年度末 (単位:百万円)

区分	種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	公社債	483,926	490,673	6,746
	株式	-	-	-
	外国証券	269,042	279,448	10,405
	その他	-	-	-
小計	752,969	770,121	17,152	
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	公社債	88,152	87,324	△828
	株式	-	-	-
	外国証券	158,746	146,365	△12,381
	その他	3,400	3,135	△264
小計	250,299	236,825	△13,473	
合 計	1,003,268	1,006,947	3,678	

平成22年度末 (単位:百万円)

区分	種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	公社債	379,451	383,236	3,785
	株式	-	-	-
	外国証券	190,400	194,537	4,136
	その他	-	-	-
小計	569,852	577,773	7,921	
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	公社債	106,786	106,362	△423
	株式	-	-	-
	外国証券	133,378	121,087	△12,291
	その他	-	-	-
小計	240,164	227,449	△12,714	
合 計	810,016	805,223	△4,793	

④売却したその他有価証券

(単位:百万円)

種類	平成21年度			平成22年度		
	売却額	売却益	売却損	売却額	売却益	売却損
その他有価証券	58,208	582	562	243,308	1,501	1,558

(3)金銭の信託

①運用目的の金銭の信託

(単位:百万円)

種類	平成21年度末		平成22年度末	
	貸借対照表計上額	損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	損益に含まれた評価差額
金銭の信託	10,000	-	-	-

②満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

③運用目的、満期保有目的以外の金銭の信託

(単位:百万円)

種類	平成21年度末			平成22年度末		
	取得原価	貸借対照表計上額	差額	取得原価	貸借対照表計上額	差額
金銭の信託	3,750	3,692	△57	-	-	-

(4)デリバティブ取引情報

①ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(イ)通貨関連

(単位:百万円)

区分	種類	平成21年度末			平成22年度末		
		契約額等 うち1年超	時価	評価損益	契約額等 うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引	-	-	-	-	-	-
	売 建	22,549	6,394	679	679	-	-
	米ドル	229,048	71,341	△1,420	△1,420	142,439	27,931
	ユーロ	1,211	-	△64	△64	-	-
カナダドル	-	-	-	-	-	-	
合 計			△806	△806		△2,938	△2,938

(注) 1. 上記記載以外の通貨関連のデリバティブ取引については、該当がないため記載を省略しています。

2. 時価の算定方法 為替相場は先物相場を使用しております。

(ロ)信用関連

(単位:百万円)

区分	種類	平成21年度末			平成22年度末			
		契約額等 うち1年超	時価	評価損益	契約額等 うち1年超	時価	評価損益	
市場取引以外の取引	クレジット	-	-	-	-	-	-	
	デリバティブ取引買建	-	-	-	7,994	7,994	△130	△130
合 計					7,994	7,994	△130	△130

(注) 時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格によっています。

②ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引
該当ありません。

用語の解説

あ行

一部損

地震保険における一部損とは、保険の対象が建物の場合、地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする損害を受け、主要構造部(基礎・柱・壁・屋根等)の損害の額が、その建物の保険価額の3%以上20%未満となった場合の損害の程度をいいます。

家財の場合には、損害の額がその家財の保険価額の10%以上30%未満となった場合の損害の程度をいいます。

受再保険会社

出再保険会社から、再保険契約を引き受ける保険会社のことをいいます。

か行

価格変動準備金

保険会社が保有する有価証券などの価格変動による損失に備えるための準備金をいいます。

家計保険

家庭の様々な危険に対処するため、個人が加入する保険で、企業経営の立場から利用される企業保険と区別するために使われます。個人の住居や家財に対する火災保険・地震保険、家庭用の自動車に対する自動車保険などが家計保険に属します。

危険準備金

将来生じうる地震、津波、噴火による保険金の支払いに備えて、当社が積み立てる準備金をいいます。

警戒宣言

大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)にもとづく警戒宣言のことで、内閣総理大臣は、気象庁長官から地震予知情報の報告を受けた場合において、地震防災応急対策を実施する緊急の必要があると認めるときは、閣議にかけて、地震災害に関する警戒宣言を発するとともに、地震に対する警戒体制を執るよう公示等を行うことになっています。

警戒宣言が発せられた場合、「地震保険に関する法律」にもとづき、地震防災対策強化地域に所在する建物・家財について地震保険の新規契約の引受けおよび既契約分の契約金額の増額はできないことになっています。なお、警戒宣言発令中に満期を迎える地震保険契約については、契約金額が同額以下であれば、継続して契約できます。

さ行

再保険

保険会社が元受保険契約にもとづく保険金支払責任のすべて、または一部分を別の保険会社に転嫁することをいいます。これは、保険経営に不可欠な大数の法則が働くためには同質の危険を数多く集める必要があり、危険の平均化を十分に行わなければならないためです。

再々保険

再保険を引き受けた保険会社が、危険分散などのために引き受けた責任の一部または全部を、更に他の保険会社に転嫁することをいいます。

再保険料

保険会社が自ら引き受けた契約を、他の保険会社に再保険するときに支払う保険料のことをいいます。

再保険金

再保険を引き受けた保険会社(受再保険会社)が再保険を出した保険会社(出再保険会社)に支払う保険金のことをいいます。また、出再者が受再者から再保険金を受け取ることを「再保険金の回収」といいます。

再保険手数料

受再保険会社が出再保険会社へ、再保険引受に対して再保険料の一定率を支払う手数料のことです。

時価額

新築価額から、使用年数に相当する減価額を控除した価額をいいます。

事業費

保険事業を遂行するための費用で、損害保険会計では、損害調査費、営業費及び一般管理費、諸手数料および集金費を総称しています。

地震保険評価差額金

地震保険の責任準備金及び地震保険に係る受託金に対応する資産の評価差額をいいます。

支払備金

保険契約上の支払義務が生じている保険事故で、未だ保険金を支払っていないものについて、将来の保険金支払いのために積み立てる準備金をいいます。

出再保険会社

自ら引き受けた保険責任のうち、危険分散などのためにその一部または全部を再保険として転嫁する会社のことをいいます。

正味収入保険料

元受保険料に再保険料を加減(受再保険料を加え、出再保険料を控除する)し、さらに、積立保険料と諸返戻金を控除した保険料のことです。

責任限度額

地震保険では、1回の地震、津波、噴火の保険金支払に対する当社、損害保険会社および政府の負担額が決まっています。それぞれが責任を負担する最大の金額を責任限度額といいます。それぞれの責任限度額の合計額は総支払限度額と一致しています。

責任準備金

将来生じうる保険契約上の債務に対して保険会社が積み立てる準備金をいいます。

全損

地震保険における全損とは、保険の対象が建物の場合には、地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする損害を受け、主要構造部(基礎・柱・壁・屋根等)の損害の額が、その建物の保険価額の50%以上となった場合、

または焼失もしくは流失した部分の床面積が、その建物の延床面積の70%以上となった場合の損害の程度をいいます。

家財の場合には、損害の額がその家財の保険価額の80%以上となった場合の損害の程度をいいます。

総支払限度額

「地震保険に関する法律」にもとづき、1回の地震等によって政府および保険会社が支払う保険金の最大支払額である総支払限度額が定められています。総支払限度額は現時点において有効な地震保険契約の予想最大損害額にもとづいて決められており、関東大震災程度のものが再来した場合に想定しうる保険金支払いを賄えることを目途に決定されています。

なお、仮に支払保険金の総額がこの総支払限度額を超過するようなことがあれば、支払保険金総額に対する総支払限度額の割合によって、各契約ごとの保険金を削減することができることになっています。

損害保険料率算出機構

「損害保険料率算出団体に関する法律」にもとづき設立された、損害保険における公正な保険料率の算出の基礎とし得る料率を算出する団体です。

損害率

一定期間における収入保険料に対する支払った保険金の割合をいいます。通常は正味保険金に損害調査費を加えた額を正味収入保険料で除した割合をいいます。

た行

大数の法則

個々に見れば偶然な事柄でも、多数についてみれば、そこに一定の確率が見られるという法則のことをいいます。サイコロを振って1の目が出る割合は、振る回数を極めて多くすれば、1/6に近づきます。火災、交通事故、傷害なども、それぞれ非常に多数の家、車、人について考えると、一定の発生頻度が見られます。この法則は保険料率算出上の統計的基礎になっています。地震は被害が全くない年がある一方、一度発生すると突発的に異常巨大な被害をもたらす特徴をもっており、大数の法則にのりにくいといわれています。

超過損害額再保険特約

支払い保険金の総額が一定限度を超過した場合、その超過損害額を、ある限度を定めててん補する再保険の方式です。

特約再保険

出再保険会社と受再保険会社との間で、あらかじめ再保険取引についての包括的な取り決めがなされ、これにもとづいて対象となる元受保険契約が自動的かつ包括的に再保険される契約をいいます。

は行

半損

地震保険における半損とは、保険の対象が建物の場合には、地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする損害を受け、主要構造部(基礎・柱・壁・屋根等)の損害の額が、その建物の保険価額の20%以上50%未満となった場合、または焼失もしくは流失した部分の床面積が、その建

物の延床面積の20%以上70%未満となった場合の損害の程度をいいます。

家財の場合には、損害の額がその家財の保険価額の30%以上80%未満となった場合の損害の程度をいいます。

保険価額

地震保険の場合には、損害が生じた地および時における保険の対象の価額をいいます。

保険期間

保険会社が保険契約にもとづく責任を負う期間のことをいい、その期間内に保険事故が発生した場合に保険会社は責任を負います。

保険金額

保険契約に際して、保険会社と保険契約者との間で定めた契約金額をいいます。この金額は保険事故が発生した場合に保険会社が支払う保険金の限度額です。

保険の対象

保険を付ける対象のことをいいます。地震保険では建物・家財がこれにあたります。

ま行

元受保険会社(元受社)

一般の契約者から直接に保険を引き受ける会社を元受社といいます。

元受保険契約

保険会社が一般の契約者から引き受ける保険契約を元受保険契約といいます。

日本地震再保険の現状2011

平成23年7月発行

日本地震再保険株式会社
管理部企画・経理グループ

〒103-0024 東京都中央区日本橋小舟町8-1
ヒューリック小舟町ビル4階

URL: <http://www.nihonjishin.co.jp>

Email: kikaku@nihonjishin.co.jp

Tel: 03-3664-6098

本紙は保険業法第111条にもとづいて作成しました。



<http://www.nihonjishin.co.jp>